

平成 27 年 3 月 16 日 (月曜日)

平成 27 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 4 日目)

平成27年度当初予算審査特別委員会会議録第4号

平成27年3月16日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	及川幸子君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	小野寺久幸君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君

産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	仲村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	羽生	芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	芳賀	俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	阿部	明広君
------	----	-----

事務局職員出席者

事務局長	芳賀	俊幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦	勝美

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。当初予算審査特別委員会も本日3日目でございます。本日も活発なる委員会を期待しております。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻委員は後藤清喜委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

13日に引き続き、議案第50号平成27年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳出に対する細部説明及び質疑が途中でありますので、続行いたします。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上行ってください。

3款民生費、59ページから77ページまでの細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） はい、おはようございます。

それでは、59ページの民生費から説明をさせていただきます。

3款の民生費ですが、町民の社会福祉、高齢者福祉、障害者福祉、障害者福祉等の向上施策に関する所要額、それから、子育て、保育所、保育園などの運営に関する所要額、被災者支援、災害救助に関する所要額等を計上しております。

全体では、20億7,100万円ほどと、昨年度と比較しますと2億4,100万円程の減額になっております。率にしますと11%の減額。要因でございますが、昨年度低所得者対策として支給されました臨時福祉給付金が本年度は減額の方向、詳細は後で説明いたします。それから、災害救助費の災害援護資金貸付金が大幅減となっております。昨年度当初は60件というようなことで予算化をしたんですが、先般の3月で減額補正をさせていただいておりますが、今年度分は25件の計上ということになっております。

それでは、1項の社会福祉総務費から1目の社会福祉総務費のほうから説明させていただきます。

まず、1節の報酬でございます。社会福祉委員報酬、これは民生委員、児童委員の50名分の報酬になります。370万円です。

60ページお開きください。

19節負担金補助及び交付金、下段になります、福祉活動専門員設置事業費補助金というようなことになっておりますが、これにつきましては、社会福祉法に基づいて社協に設置される専門員の経費を補助するものであります。

61ページ、28節の繰出金です。これにつきましては、国保会計への繰出金1億6,501万9,000円でございます。

2目の国民年金事務費については記載のとおりであります。

3目老人福祉費です。8節の報償費、敬老祝い金ですが、百寿の方が7名、それから米寿が142名で計上させていただいております。

62ページをお開きください。

13節の委託料です。敬老会開催委託料419万6,000円でございますが、本年度と同じような形態で行うというようなことで、同額程度を計上させていただいております。

それから、4目の障害者福祉費でございます。

1節の報酬、障害者自立支援審査会委員7名分6回分の報酬を計上させていただいております。

それから、63ページでございます。

13節委託料です。下段のほうになりますが、地域活動支援センター業務委託料720万円、それから、相談支援事業業務委託料1,700万円計上させていただいておりますが、これは社会福祉法人洗心会さんに委託をするものであります。

それから、15節で、地域活動支援センター解体工事費というようなことで50万円ほど計上させていただいておりますが、地域活動支援センター 자체が総合ケアセンター内に移設をするというようなことでございますので、こちらの今入っているプレハブを解体する工事費というようなことになります。

64ページお開きください。

20節の扶助費でございます。3億1,956万4,000円というようなことでございますが、これは自立支援法、それから障害者総合支援法に基づく法定給付でございます。

3段目ですか、介護訓練等特定障害者特別給付費というようなことで、2億4,386万4,000円というようなことで計上させていただいておりますが、例えば、グループホーム、あるいはケアホーム等の家賃の補助、あるいは生活介護、居宅や施設において入浴、排せつ、あるいは食事等の介護、そういうった費用に当たるものでございます。

それから、下段の4つ目ですか、難病患者等通院費助成費というようなことがあります。これは、町単独でございますが、透析患者等の通院費の助成費になります。27名分を計上させていただいております。

5目の地域包括支援センター費でございます。

65ページ、13節の委託料になります。地域いきいき支援体制づくり事業委託料というようなことで500万円を計上させていただいております。これにつきましては、生活機能調査、いわゆる生活不活発病予防に関する調査委託料でございます。

66ページをお開きください。

6目の後期高齢医療費でございますが、19節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合への負担金、それから、療養給付費負担金ということで1億3,800万円ほど計上させていただいておりますが、いわゆる医療費の補助というようなことになります。

7目介護保険費でございます。28節繰出金、これにつきましては、介護保険特別会計への繰出金になります。

それから、次のページ、67ページ、9目の被災者支援費でございます。

13節、最下段になります、委託料、地域支え合い体制づくり事業委託料でございます。1億5,100万円ほどでございますが、福祉仮設、それから被災者生活支援センター、それから、復興支援センターの委託料になります。

68ページをお開きください。

10目特例給付事業費と、先ほど申しましたが、これでいわゆる臨時特例給付金というようなことで、福祉給付金を昨年度計上させていただいておりましたが、19節の負担金補助及び交付金で480万円、これにつきましては、子育て世帯臨時特例給付金というようなことで、1,600名分、お一人当たり3,000円というようなことの計上でございます。昨年度は1万円でしたので、大幅な減というようなことになると思います。

それから、23節では過年度の臨時特例給付金補助金等の返還金というようなことで、今年度分を返還するものであります。今年度の臨時福祉給付金については、まだ額が確定しておりません、その関係で今回は子育て世帯臨時特例給付金のみの予算計上というようなことになっておりますので、その分が大きく減額というようなことになっております。

それでは、2項の児童福祉費に入ります。児童福祉総務費でございます。

1節の報酬ですが、子ども・子育て会議委員の報酬ですが、10名の3回分というようなことで計上させていただいております。

それから、69ページ、委託料でございます。1,095万5,000円、子供のための教育・保育給付委託料というようなことでございますが、これにつきましては広域入所の分でございます。いわゆる私立の保育所分がこの新制度の委託料に当たるということになります。

それから、19節の負担金補助及び交付金、子供のための教育・保育給付費負担金というよ

うなことで、実はこれも広域入所に当たる分なんですが、これは公立の保育所、それから公立の幼稚園に行く方はこちらの負担金あるいは補助金としてこちらのほうで支出をするというようなことになります。

それから、最下段になりますが、認可外保育施設認可化移行総合支援事業補助金というようなことで、これは歳入で総務課長が説明いたしましたが、入谷ひがし幼稚園が認可をとるためにいわゆる補助金として交付するものというようなことでございます。補助率は国が3分の2、町が12分の1、それから、設置者が4分の1というような形になると思います。

70ページでございます。児童措置費でございます。

20節の扶助費、児童手当 1億9,281万1,000円の計上でございますが、約850名ほど見込んでおります。

続いて、3目の母子福祉費でございます。これは、母子父子家庭医療費の助成に係る経費を計上させていただいております。昨年とほぼ同額、40万円の減ということでございます。

4目の子ども医療対策費でございますが、こちらも子ども医療費の助成関係の経費を計上させていただいております。ただ、助成本体部分の経費3,500万円につきましては、地域復興費のほうに計上させていただいております。また、施政方針及び予算概要でお示ししたとおり、子ども医療費助成枠の拡大につきましては、町長より指示を受けているところであります。現在その助成内容の確定作業中であります。条例改正とあわせ、補正予算での対応を予定しておりますので、よろしくお願いいいたしたいと思います。

5目の保育所費でございます。これにつきましては、志津川保育所、伊里前保育所に係る所要の経費を計上してございます。

72ページ、15節の工事請負費100万円でございますが、これにつきましては、エアコンの設置を予定しております。

それから、73ページ、保育園費でございます。これは名足保育園に係る所要額を計上していくということでございます。

74ページ最下段になります。7目子育て支援事業費というようなことでございますが、これは、志津川小学校の敷地内にございます子育て支援センターに係る所要額を計上させていただいております。

76ページです。8目放課後児童クラブ費というようなことで、志津川地区、歌津地区的放課後児童クラブに関する所要の経費を計上させていただいております。

77ページです。災害救助費になります。13節委託料、応急仮設住宅浄化槽管理委託料として

2,592万円計上させていただいております。

それから、最下段、21節貸付金ですが、先ほど申しましたように、災害援護資金の貸付金350万円の25名分というような金額を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、3款民生費の質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

1点だけお伺いしたいんですけども、一番最後ですね、77ページ、災害救助費ということで応急仮設住宅に関する諸経費等計上されておりますけれども、応急仮設住宅の集約化ですね、以前にもお伺いしましたけれども、今どのような状況なのかお知らせください。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 年度当初において年度内に集約の方向性について明言をするというようなことで、今、最後の詰めというようなことで作業しております。3月中にその集約化に係る方向性について改めてご説明をしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 現段階ではまだお話しできることはないということですね。完全に決まっていないということですか。もう一声。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど、詰めの段階というようなことをお話しましたが、方向的にはこの前ちらっとお話をいたしましたが、まず集約化に伴う残す仮設住宅をまず選定をするというようなことで、今それぞれの仮設住宅の入居状況等全て把握をしていると、そういう状況でございます。

最終的にはどこを残すのかというようなことを示したいと、そういうふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今残す仮設、どこをなくすとか、そういうことではなくて、最終的にはここに集まってもらうことになるんじやないかという方向性を示すということなのかなと思います。

関連になるのかなと思うんですけども、空室がいっぱいあって、それを実際に使わせてほしいんだというお声というのは、前回も陳情のほうもありましたて、採択いたしましたけれども、その辺の動きというのは何か新しく変わったことありませんか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 改めた形で通知等は特にはありません。ですから、町としては基本的には国の通知に基づいて肅々と進めるような形になるのかなと。ただし、今回の集約化の中では、いわゆる目的外使用をどこまで踏み込めるかというようなことも含めて、今検討させていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 前者の質問関連するんですけれども、年度内中に方向性といいますか、それを決定をしてお示しをすると。詰めだというんですが、この会期中内に我々にその報告がなされるのかどうかですね。私どもも町民の方々から聞かれてね、何て答えたらいいかわからぬいのでね。我々はどのような、会期中内で報告がなければどのような方法で町が決定したことを知ることができるのかということなんですね。それが第1点。

それから、昨日ボランティアの感謝の集い、大変盛況といいますか、多くの方々にご参加をしていただいて、非常にいいことをしたなという思いで参加をさせてもらいました。23年度から26年まで、あの資料を見ますと14万3,000人ですか、という述べの数字が出ておったわけあります。しかしながら、その23年度から26年まで、この町においてをいただいた支援をしていただいたボランティアの数ですね、なかなか正式な数を把握はできないかと思うんですが、私なりに考えますと、50万人は下らないだろうと、全体ですね、50万人はくだらないだろうという私の推測です。私もいろんなことでボランティア活動いまだにしていますが、そういった観点で見た目なんですけれども、今回この町と社協が主催して、きのう感謝祭開いたわけですけれども、それはボランティアの登録という形で登録をしていただいたボランティアの方々にご案内状を申し上げた、その数が1万2,000人とかというのをちらっと同僚議員からきのう聞いたんですね。その1万2,000人に通知を出したというのは、同僚議員どこから得た情報なのかわかりませんが、新聞報道によりますと1,100人の方々がおいでになったということで大盛況がありました。

今、これから質問するのは、私が考える50万人下らないボランティアの方々、1万2,000人の通知を出した以外の方々、こちらで把握していないボランティアの方々への感謝の意というものをどういうふうにしてあらわしていくのかですね。案内状をもらった方々はいいんですが、登録をしないボランティアの方々、案内状来ないわけですね。ボランティアにもいろいろあります、さまざまな団体、企業、個人あります、目的もさまざまだと思います。さまざまな目的で来るかと思います。

それはいずれにしましても、町が把握していないそういったボランティアの方々への感謝の意というか、それはどのようにしてあらわしていくのか、その辺の考え方ですね、お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目でございます。

会期中に集約の方向性について示されるのかというようなことでございますが、非常に職員には急がせておるんですが、感謝の会、あるいは追悼式をやっている同じ部署の職員なんですから、なかなか手が回らないというようなことで、何とか間に合わせられればと思うんですが、もし間に合わないときには年度内にもう一度もしかすると臨時会が開かれるかも知れないというようなことがございますので、その際には皆様にお知らせをしたいというふうに考えております。

それから、いわゆる感謝の意というようなことでございますが、当初からボランティアにおいてになっている方々については、できればうちのほうのボランティアセンター等を通して、ぜひ登録をいただきたいというようなことのお願いをずっとしてきておりました。ただ、実際には今委員さんがおっしゃるように、直接いろんな地域に入ってボランティアをされていた方が非常に多かったというようなことも、私も存じております。今回、残念ながら登録されていない方については通知のしようがございませんので、申しわけないんですが通知はできませんでしたが、ある意味そういった方々も含めて、広くホームページ等でお知らせをして、ぜひ登録しなかった人もおいでいただきたいというようなことの案内をさせていただきました。実際、個人的にその方々の手元まではなかなか届くというのは非常に難しい状況にはございますので、こういう形でボランティアの感謝の集いを開かせていただきました。あるいは、ありがとうございましたというようなことで、ホームページ等を通じて御礼をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 臨時会ね、最終調整議会といいますかね、予算の、それがあるのかなど。そのときにでもそういう集約の関係がまとまるということで、陳情書がなされていまして、町のほうにも来ているでしょうし、まあまあ議会でも採択していますのでね、その陳情書のように配慮していただかなければならぬのではないかというふうに思います。国の使用目的といいますかね、内容が云々ということにありましたけれども、国とか県に言うとね、これ町のほうで決定して構わないんですよということを言っていますのでね、町の裁量ででき

るんです、今は。だから、国とか県とかということでなく、町がどのようにしてこれから運営していくのかというのは、町独自の判断にゆだねられておりますのでね、その辺のところで陳情書を採択していますのでね。そういう方向でいっていただきたいというふうに思います。

それから、ボランティアセンターに登録してほしいと、以前から何人の方々がこの町に来ておるのか、どういったことをしているのかということを把握するために、当初からお願ひをしておったと。しかしながら、そういうのが嫌だと、何で強制的にそういうことするのやとか、あるいは一旦登録をして、指示に従ってボランティア活動をしたと。以前議会で私もこの発言をさせてもらいました。何か機械的な、時間に来て、時間に行って、はい、どうもと、いや、ボランティアの方々というのはそういった作業、いろんなことも目的で来るんですが、やはり地元被災をした方々との意見、どういうふうな状況だったのかとか、そういう話をちょっととしたいんだということで、何か機械的に時間だからどうぞお帰りくださいみたいかことをやられると、我々はそういう、まあ支援が目的で来るんですが、本来はそういった地元の方々とのお話もしたかったんだという意見がかなりありました。宮城県、あるいは外郭団体がこの被災地にどういった支援団体が来ているのか、ボランティアも含めましてね、その調査を依頼した方々が、依頼を受けた方々が、随時この町に入って状況を調べておりました。私もその方々とお会いして、いろんなご意見を聞きまして、やはり登録制のボランティア、そして仕事を機械的にされることが非常に問題だということが意見として聞かされました。そういった専門家の方々にですね。そのことも私は議会で申し上げた経緯が、記憶があるんですけれどもね。

それはそれとしまして、やはり登録をしない方々についての、やはり感謝というのは何らかの形でやるべきではなかろうかなというふうに思います。偏ったやり方をしないで、広く多くの方々に町としてこのような感謝をしていますという誠意ですね、誠意が届けられるような手法を考えていただきたいと。集まってね、きのうはきのうで大変結構なイベントでした。それはそれとしまして、それ以外の方々にも感謝の意をやはり町として伝えるべきであるというふうに思っております。

追悼式の今、話が出ましたので、今どこでしゃべつたらいいのかちょっとわからなかったので控えたんですが、3. 11、4回目の追悼式が行われました。各種、いろんな方々にご案内状を差し上げました。その中で、案内状を差し上げた中に、ここの選出の県会議員の先生方にもご案内状を差し上げたと。たまたま事情があって参加できなかった県議会議員の先生

がおりまして、せっかくご案内状をもらって欠席というわけにはいかないというお話をしたところ、隣の市の県議会議員の先生が、「じゃあ私が代理で行きましょう」と、「あなたのかわりに代理で出席をします」ということでおいでいただいたと。その事情を話して、受付のところに事情を話してご案内いただいた県議会議員の名前を言って、私はこういう者であるけれども、代理で来ましたと。そうしたら、一般席に案内されたと。まあなかなかできた県議会先生でしたから、それはどうのこうのということは余り言わなかつたんですが、町の対応としてね、町の対応として、その方が黙って受付に来たら話もわかるんですが、事情を話してね、案内をもらった県議会議員の先生の代理で来ました私はこういう者ですという話をした、その方が隣の市の県議会議員だったと。当然その席に行くものだと思っていたと。ところが、一般席のほうに案内されて、一般席で参加をさせてもらったということを言われたんでね、非常に私もこの町の議員として申しわけないというか、恥ずかしいというか、対応の悪さに非常にがっかりしているところであります。来年度、5回目、やるかやらないかわかりませんが、予算が出ているか出でないかもちょっと見ていませんが、そういうことがぜひないようにですね。できれば、今さらといつてもおかしいんですが、電話一本なりやってね、申しわけなかったぐらいの謝罪はする必要があるのかなという思いでいます。その対応の仕方ね。その反省に向かって、来年度のやるのであれば、それ反省しなければならないのかなという思いでおりますが、その辺どうお考えか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、集約化に関することでございますが、もちろん町のほうに陳情が出ているのを把握しておりますし、その辺も含めて検討させていただいているというようなことでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、ボランティアの方に関しましては、先ほども言いましたが、なかなかどういった方がどういう状態で来たかというのを把握するのは非常に困難だというようなことでございます。基本的には先ほど申しましたように、ホームページ等で町のほうから皆様に感謝を申し上げるというようなのが今のところとれる最良の手段なのかなと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、追悼式の件でございます。もしそういうことがございましたならば、まことに失礼なことをしたなというふうには思っております。ただ、実際には事前にそういうお電話、あるいはお知らせをいただければ、席はご用意はできたものと思っております。できれば事前にそういうお話をいただいて、私どもにお知らせいただければ席を準備をさせていただい

てお迎えをできたと、そんなふうに思っておりりますので、もし教えていただければ、その議員の先生方にはこちらからも連絡をさせていただきたいと思いますが、事前にご連絡のほどお願いしたいと、そういうふうに思います。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 事前にね、ええ、それはそのとおりだと思うんです。確かに出欠の何はとったんだろうね。まあ、いずれにしても、そこは臨機応変というかね、何とでもできたのではないかなと思うんです。じゃあ、欠席とした案内の方が、我々の中でもですね、たまたま事情があって欠席の案内出したと。ところが、その行く予定が変更になって、都合よく出席できたと、そういうこともあり得るわけですから。じゃあ、その方を一般席に回すからって、そうはいかないでしようということ。まあ、早目に、事前にというのは、まあこれはあんまり言えることでないかなと思うんです。悪かつただけでいいと思うんですよね。これから気をつけるだけで。できなかつた、やれなかつたことの正当性を言うんじゃなくね。せっかくおいでになつたんですから、申しわけなかつたなという気持ちだけで結構かなと思います。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 おはようございます。

67ページ、9目の8節報償費に出てきておりますが、この応急仮設住宅入居者の選考委員ということで、前者もまた先ほど、後藤委員もお伺いをしておりましたが、この応急仮設の集約化について、課長先ほど本年度内に方向性について詰めていくということでありました。この点につきましては、町長この27年度の施政方針、予算概要等におきましても、集約化について申し述べられておりましたが、その環境をまた新たに変えるということは、かなりの過敏なといいますか、そういう取り進め、配慮を兼ねて進めていきたいという話に私は受けとめました。

そこで、この選考委員ということで計上されておりますが、この仮設の入居に当たって、まだ入居者がいるということで、この選考委員を置いておるかという解釈をしておるんですが、どのようなものか。

それから、随時課長からこの仮設の入居者、空き室等の推移を報告をしていただいておるんですが、現在その状況をまたお示しをしていただきたいというふうに思います。

それから、災害公営住宅等、失礼、前後しますけど、77ページにも出てきますが、債務負担行為の中で、15事業の中の1つ、借上料等の説明をいただきました。この点について、まだ

借り上げがどのくらい残っておるのか、その点をまた伺いたいというふうに思います。

それから、この仮設から仮設に引っ越しをされている方がいるんでしょうかね。その点を。

それから、町内の仮設、空き室ですね、これ入居者と、町外、南方等に、横山、津山、登米市何カ所かあるんですけれども、その対比といいますか、どのような状況になっておるか、この点を伺いたいと思います。多分にしてまだ自立再建、あるいは防集の災害公営係る事業の中で進めております災害公営住宅等に希望を持っている方、過日町長もこの復興集中期間がもうそろそろ来ているということで、3割方災害公営住宅等も含めて27年度内の執行が難儀であるということを話されておりました。

待っておる方々が入居をしておる、また自立再建なかなか及ばないと。経済事情もありまして、この応急仮設住宅での生活をしておる方もおるかと思いますが、前置きが長くなりましたが、その点をお伺いしたいというふうに思います。

あともう1点です。

それから、集約化を詰めていくわけですが、この中でその場所で生活している方々大変な思いをしているのは十分察するものであります、小中学校、それから高校の敷地内にあるこの応急仮設の集約に当たって、優先すべき場所ではないかなというふうに思っております。

その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちょっと質問事項が多いので、ちょっと頭の中整理するのに申しわけないのですが、まず1点目のいわゆる応急仮設の集約化に伴う選考委員の関係なんですが、確かに当初と違って入居者の数は大分減っております。ただ、今でも町外から戻っていらっしゃる方がおりますし、やはり中には世帯全部じゃなくて、一部だけ戻れないかとか、非常に複雑な問題をはらんでいる方が結構いらっしゃいます。その方々も含めて、やはり町だけで判断するのは難しい場合には、そういう選考委員さんを集めてご相談をするというような機会を設けたいというふうには思っておりますので、回数自体は大分減ってくると思いますが、その分の報償費を計上させていただいたというようなことでございます。

それから、空き状況でございますが、今ちょっと直近のやつがなかなかあれだったんですが、空き室で約400件ほど、400件近くあるというような状況でございます。

それから、仮設から仮設へ、いわゆる集約に伴って引っ越しした方はいるのかというようなことでございましたが、数世帯といいますか、一旦、前にも説明させていただきましたが、歌津地区ですと館浜の方々、あるいは廻館、それから荒砥、そういったところにつきましては、

いわゆる地主さんがそこを返してほしいというようなことがございました。ですから、その方々につきましては、申しわけないんですが説明会を開かせていただいて、できれば仮設住宅の敷地内で収まるような形で引っ越しをしていただいたというようなことがございます。中には「いや、ほかのところに行きたいんだ」というような方がいらっしゃいましたが、基本的にはその仮設の中の空き室に移っていただくというようなことで集約化を一旦行っております。

それから、小中学校仮設を優先すべきだというような、そういうお話ですが、基本的には私どもも同様な考え方でございます。ただ、ちょっと考えていただければおわかりだと思うんですが、特に志津川地区、公共用地に立っている仮説が非常に少のうございます。今のところ公共用地ですと沼田のみと。あるいは学校、それだけなんです。ですから、数の原理から行きますと、全てを集約するのは非常に難しいかなというふうに考えております。ですから、一部を残しながら少しづつ詰めていくというような、そういう手法ととらざるを得ないだらうなと。ですから、校庭側にはみ出している分から少しづつ詰めていきながら、最終的にはそこも最後は集約をするというような形にせざるを得ないというふうに考えております。まあ、ほかの地区においては比較的歌津地区、あるいは戸倉地区については使える場所が公共用地としてございますので、そちらに集約することは可能なのかなというふうに考えております。

あと、借り上げについては建設課長のほうから。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 公共用地で足りない分、民地をお借りして設置をしているわけでございますけれども、現在38団地、所有者の数にいたしまして64名の方から、合わせまして13万3,500平米ほどお借りをして、まあ13町歩と言ったほうがいいか、そのくらいはお借りしていると。それに、必要とする財源を今回計上させていただいたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 課長から、建設課長もそうなんだけど、いろいろご説明をいただきましてね、いろいろな事情があって、そして引っ越し等やむなくせざるを得なかつた方々もおるということ、また理解をするものでありますが、子供たちのその環境というか、学校ですね、特に優先すべきではないかなということで、今のお話を聞きますと、なかなかそのように思い切った集約ができないというのも理解をするものでありますが、また十分に震災で子供たちも大変な思いをされて、その思いというものは十分私ら以上にもしかすると、やもすれば理解

をして、元気な、この制限された中で学校教育をしているかという解釈をしているんですけどね、でき得るなら学校の環境をまた改めて整えてあげたほうがよいのではないかなという思いがあつてお伺いしたわけでございます。

それから、この選考委員というのが、私何気なく含めて聞いたんですけれども、今もって入居する方々がおるのかという、そのために選考委員を置いてあるのかという。それから、この選考委員を集約に伴つて全て撤去されるまで置かなければならない何ものかの法に基づいた位置づけというものがあるのかどうかということで、伺つたわけであります。

そしてまた、前後しますが、例えば町外、南方等、例えて挙げるならば、こちらの仮設からそちらに入居場所を変えている方々おりませんよね。新たにまたこの5年目を迎えるんですが、仮設の生活をしている方々ね、この応急仮設に入居をされている方々がおりませんか、そういう方が。最近と言いますか。ないですよね。ないですね。だつたらいいんですけれども、集約、集約と言いながら、人口減ですね、ぜひ早急に、早期に戻つてほしいという思ひがあるもんですから、そういううわさかどうか、それを確認をする上で伺つたんですけれども。まあ、余談になりますが、南方等に登米市さんにはいろいろお世話になっております。町外で仮設の敷地を提供していただきまして、特に南方で私も何人かお会いする方がありまして、そしてまた、あの仮設は大変な数でありまして、順次毎戸はちょっと拝見は、お邪魔はできませんけれども、空き室が出ておるということは目で確認をしておりますが。まあ、私の身近な知り合いでありますて、元気でおるかって、お年を召しております、それでお会いした際に、大変いいことがあったということでお話を聞きましたら、登米市のその災害公営住宅に入居が決定をしたんだと。喜べというお話をいただきまして、私も「ああ、そうですかよかったです」言いながら、また1人、2人として南三陸町を後にされるのかなという思ひがあったもんですから、ちょっと余談になりましたけれども、また今、この後に及んで登米市等の仮設に入られたというお話もちょっと耳にしたものですからお伺いをしたわけでございます。ひとつお願いをしたい。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 選考委員の関係ですが、ちなみに平成26年度中に入居した方が1月末現在なんですが、59世帯ございます、入居です。それに対して退去が280世帯ということなので、退去のほうが圧倒的に多いんですが、いまだにそういう形で60世帯の方が入居しているというような現状があるので、それも含めてやはり入居者選考委員会はもし何かあった場合も含めて残しておきたいということで今回予算に計上させていただいたということで

す。

実際には、回数等は、60世帯ぐらいになってきましたので、非常に減っております。昨年度、26年度中も多分1回か2回だと思います、選考委員会を開いたのは。ですから、回数は多分減ってくるだろうなというような想定でございますが、ただ、入居者選考委員会そのものは残しておきたいというふうに考えております。ただ、これは法的に必ずそれを設置しなければならないというようなことではございません。任意に町で設置をしているものでございます。

それから、2点目の関係なんですが、実はその仮設の入居に関しまして、第一、まあ優先順位というのは、町外から町内に戻っていらっしゃる方なんです。今は原則として町内の仮設から例えば南方の仮設に行きたいという方がいらっしゃった場合は、原則としてお断りをしております。その際には、ぜひ、まあ残っていただくのは一番いいんですが、残ってこちらで再建していただくのが一番いいんですが、どうしても町外に行きたいというようなことになれば、逆に言うと再建なのかなと。ですから、仮設から仮設に行く場合に、また南方に行ってまた仮設に入る、基本的には戻ってくる場合にはできれば南三陸町でまた再建をしてほしいというような、そういうことも含めて、やはり仮設から仮設の移動はもちろん原則としてダメですけれども、特に町外に行く場合は、そっちの方の場合はダメだということでお断りをしていると、そういう状況にございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 仮設から仮設というのはわかりました。

今、26年度ということで、入居している方々もやはりその中には強制できないんだろうけれども、できるはずはない、登米市等に、町外に入居を希望している方があるということですね。まあ、それはやむなしといいますか、環境がまた十分そろっておりまして、私もそうなんですが、町内での例えばですよ、余談になりますが、お店を利用するとしても限られております。そうなるとやっぱり登米市とかいろいろ、まあ一番が登米市なんですかね、足を向けてしまうというのはわからんでもないわけですが、でき得る限りこの入居者の、早くしなさいと言っても早くできるものではないけれども、ないのは当然なんだけれども、仮設の集約化を進めまして、元の人口には戻せるわけではないんだけども、でき得る限りふるさとであります南三陸町に戻られるよう、その手段を早急に講ずるべきではないかという思いがありましてお伺いをしました。以上でございます。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員　はい、及川です。

2点ほどお伺いいたします。

65ページ、8の報償費、健康生活サポート謝金264万円、それから、13委託料、高齢者介護等人材育成委託料16万8,000円とございますけれども、これは町民にどのような反映される事業なのかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）　まず、1点目です、健康生活サポーター謝金、これについては、地域包括支援センター費で計上させていただいているとおり、町で行う例えば介護予防教室でございますとか、あるいは認知症のケアのそういう会議でございますとか、そういった方々にいわゆる認知症サポーターになっていただいておりまして、登録をしております。団体として20団体、それから個人で65名ですか、その方々への謝金、お手伝いをしていただいておりますので、サポーターとして、その謝金を計上させていただいております。ちなみに、団体は5,000円、個人は2,000円でございます。

それから、高齢者介護等人材育成事業の委託料というようなことでございますが、これにつきましては、2級ヘルパーの研修をやっておりますので、その際の団体に対する委託料でございます。

○委員長（菅原辰雄君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　私、今、26年度の予算書が手元になくてお伺いしますけれども、去年多分これやっているんだとすれば、去年の実績がどの程度の成果があったものか、お伺いいたします。それから、2級ヘルパーなんですかけれども、昨年これは実施したのか、ことし、27年度実施、毎年2級ヘルパーは実施しているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）　1点目ちょっと今手元に資料ございませんので、後刻報告をさせていただきたいと思います。

2点目につきましては、毎年行っております。町主催で行っておりますので、確か今年度が18名参加をいただいていると思います。

○委員長（菅原辰雄君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　最初の謝金の関係ですけれども、団体は5,000円、個人は2,000円という謝金をお支払しているようですけれども、これが元気老人をつくるためにこの謝金が使われていますよね。こうした観点から、27年度の計画としては、年間通してどのような事業を何回ぐら

いやっていくのか。そして、対象者、もちろん対象者の年齢ですね、去年の手元にないっておっしゃられましたけれども、どのぐらいの人たちが実績、去年の実績ですか、今途中、3月ですけれども、2月まででもよろしいので、後でいいですでそれをご提示願いたいと思います。

それから、このヘルパー、毎年やっているということなんですけれども、非常に2級ヘルパー、以前は3級でしたけれどもね、3級とついて皆地域で、それぞれの地域で昔の隣組同士でヘルパーとついてお互いさまというように、隣近所でお互いにそういう家庭があれば見られるのが一番いいのかなと私は以前は考えましたけれども、今は3級から技術が上がりまして、2級になって、3級はどこでもやっていないみたいですけれども、これは皆さん地域挙げてヘルパーをとっておけば、いずれ地域のお世話できるというような感がしますので、非常に続けてほしいと思います。

その健康生活サポートについてもう一度お願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今見つけましたので、基本的には昨年度と同様の金額でございます。ですから、昨年度も同じような形でサポーター謝金はお支払いをしているということになります。

ちなみに、ここにありますが、かがやきサポーター研修会というようなを行っておりますし、そのほかにいきいき発表会、それが2回、それから、介護予防教室につきましては、一次予防教室が20回、延べ375名、それから二次予防教室40回というようなことで、1,044名というようなことで、予防教室は延べにいたしますと60回以上行っております。

委員おっしゃるように、基本的には前回も申し上げましたが、やはり介護予防のほうに力を入れるべきだろうというようなことで、そちらのほうで支出をさせていただいておりますし、介護予防についてはますます力を入れておこなっていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいま、いきいき何でおっしゃったでしょう、保健福祉課長。そういう年1回、高齢者の芸能発表会などもやっていますけれども、非常にあの企画がおばあちゃんたちというと私もその年齢に入るのかなと思いますけれども、日々踊りとか歌とか、そういうものに趣味を通じて年間通してやっていると、1年に1回そういう発表があると、隣近所の人たちがリハビリがてらすごく楽しみにしております。それを練習して、発表することが。で

すから、そういう震災当時ですか、高野会館でちょうどその芸能発表会やっていて、350人が屋上に逃げて助かったという、そういう芸能発表会やっていたときの震災だったんですけれども。それから、震災後しないで、26年、ことしですかね、確か26年のこの2月か3月予定していると思うんですけども、すごくそれに皆さん生き生きとして生きがいを感じて、予防につながっている場面だと思っております。ですから、これからもそういうことを継続して続けて、予防につながる方向で予防して、地域活動でやっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（菅原辰雄君）　ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分　休憩

午前11時15分　開議

○委員長（菅原辰雄君）　おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤清喜委員が着席しております。

質疑を続けます。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　おはようございます。今野です。

63ページの真ん中辺ごろ、ボランティアセンターの解体工事に関連して、ボランティアについて伺いたいと思います。

ボランティアについてなんですが、今震災から4年たって、この町にとっての、もしくは被災した方たちにとっての、このボランティアの効果というか、必要性、そのところを伺いたいと思います。

それで、私も実際詳しくはわからないんですけど、結構等間隔で南三陸町のボランティアに関するNHKとかでテレビで番組をやっていまして、私それを何度か見たんですけど、例えば、以前の放送だと神戸の女性の専門家みたいな方がいて、新潟の雪下ろしと、あと当町のボランティアを比較しながらしていた番組とか、あとはつい最近、二、三日前ですか、わかめの作業とか、土俵の砂詰めとかのやつの状況のやつを番組でやっていましたけど、そういういろんなボランティアの4年たってのこの効果、必要性を伺いたいと思います。

2つ目は、その上のページの62ページ、敬老会について伺いたいと思います。

私も、昨年は知らずに3日連続で参加してしまって、大変ご迷惑をおかけしました。そこでお聞きしたいのは、この予算、ことしは419万6,000円、昨年は395万6,000円、その前の年は確か400万円ちょっとなんですけど、この見積もるときの算定というか、1人当たり幾らな

のか、大体幾らなのか、もしそこをわかつていましたら伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございます。

ちなみに、63ページの地域活動支援センターはボランティアセンターではなくて、下の障害者の地域活動支援センター、風の里の予算でございますので、済みませんがお間違いないようにお願いしたいと思います。

ボランティアの必要性というようなことでございますが、今回うちのほうでは被災に遭いましたして、多くの方々のボランティアの方々に助けていただいて復興したというような、その経緯は皆さんご存じのとおりだと思います。

それからもう大分フェーズが変わりまして、基本的には今は産業の支援であったり、あるいは仮設のほうへの高齢者の方々の傾聴だったりというような形で、大分内容的には変わってきました。実際に言えることは、今回震災に遭いました、こういう形でボランティアの方々のお力を借りてここまで復興したというようなことは間違いないことですし、もし実際にほかでそういう被災を受けた際には、やはり地域の皆さんはそういう思いをしてこられたわけですから、団体なり個人なり、そういう形でそちらのほうに行けるような体制もやはり整えなければならないというふうに考えております。今後うちのほうでは、災害ボラセンはなくなりますが、ボランティアセンターとしてやはり町民のボランティアの団体等を育成して、そういういった際にはそういう団体が進んでほかの地に行くというような、そういうような体制をぜひ図りたいというふうに思っておりますし、地域の方々に関しても今回のボランティアに関しては非常に感謝をしている、あるいはそういうつながりを持ったというようなことは非常にいい経験だったと、そういうふうに思っております。

それから、2点目の敬老会でございます。ちょっと細かい数字は、1人当たりというのちょっと今持ち合わせてはいないんですが、基本的にはあの体制で行うというようなことで、毎年それに合わせて見積もりを徴収して、今回予算を計上させていただいておるんですが、ちょっと見積もりの内容までは今手になかなか探しかねますので、後でご報告をしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ボランティアの必要性というか、課長答弁あったように、産業支援、仮設の傾聴ですか、そしてあと、これからケアセンターに移って当町で今後どこかで災害があった場合に駆けつけるボランティアの育成ということで答弁ありました。そこで、私、何もこうボランティアの方を快く思わないというのじゃないんですけど、結局産業支援にしても、番組等を見て

いますと、何かこう町の人全般的な効果というか、そういうのが余り期待というか、なっていないんじゃないのかという、そういう思いがしたもんですから、例えば産業支援の漁業関係でも、臨時雇用の補助金も出ているわけだし、あとは作業自体も個人ではなくても、多分組合でも、そちらの支援になると、全般的な支援になっているのかなという、そういう疑問があつたもんですからお聞きしました。

そこで、4年たってあれなんんですけど、私、町に来る方たちのボランティアというその名称いというんですか、名前といいうんですか、ボランティアで来ているという名前を変える必要性があるんじゃないのかと私は個人的に思っているんですけど。そして、ボランティアというのは、災害直後に駆けつけるような形というか、まあボランティア自体災害だけじゃなくて、常時いろんな全般的なボランティアもあるんでしょうけど、今回当町に来ているボランティアの方たちは、災害に関してのことだと思うので、ですから今後、何らかの形で名称を変えて、例えば、また私例えばなんんですけど、雪下ろしとか何かの番組を見させていただいて、地域の方たちとの交流というか何かを見て、ボランティアじゃなくて南三陸町応援隊みたいな、あえてボランティアという名前をつけないで、そしてその先にというか、応援隊の先に、グリーンツーリズムとか、ブルーツーリズムのほうに続けていって、そして町長いつも言うようなボランティアというか、そういう形での交流人口といいうんですか、ふやしていったほうがいいんじゃないのかと私は思うんですけど。番組を見て、ボランティアの方と結婚されたという方もいて、人口増にはいろいろ貢献しているとは思うんですけど。

その件と、もう1点は、ボランティアの行事というか何かあるのかどうか。例えば、商店街できのうですか、おとといなんかもいろいろなライブとかあったみたいんですけど、そういったやつも全般的に考えるんだったら、いろんな大きい仮設で時折やるのも1つのボランティアの全般的な効果ということが期待できるんじゃないかと思うんですけど、その点に関してもう一度伺いたいと思います。

あと、敬老会なんですけど、算定基準というか、簡単に私思ったの、参加者、不参加者がいて、いろいろ状況つかむのに今のうちから予算を組むというのは、全員参加だったら組みやすいというのはわかっているんですけど、それで、3日連続して、私なりにささいな気づいたことというか、以前にも確か議会で言ったんですけど、また改めて圧力ではないんですが、質問とあれで。それは、飲み物の追加について、以前も言いましたけど、私も仕事柄いっぱい飲ませて何ぼという商売しているもんですから、ついついそちらのほうに目が行ってしまいまして、状況としてはお年寄りだから、余り飲ませると体調を崩されてかえって大変だとか、例え

ばさっきの予算聞いたのは、追加の予算がないって、よく飲み会とかで予算がないことで飲み物が追加できないこともあるもんですから、そこで会場の従業員の方たちは、接客の方たちは、積極的に見ている限り、飲み物の追加を参加者に勧めていなかったみたいだし、あと職員の方たちも壁際のほうで参加者の健康状態というか何かを見ているような、確認というんですか、しているような状況で、余り追加がなかったもんですから、そこで、私3日聞いて、最終的に思ったのは、よくテーブルに飲み物を入れるあれあるでしょう、ああいったやつにあらかじめ少し置いておいて、そして参加したお年寄りの方に自己判断で、隣の人と「やあやあ」みたいな、そして、あとはそれがなくなったら、そのテーブルの人に聞いてまた補充するとかしたほうが、私いいんじゃないかと、本当に細かいことなんんですけど。そうすると、参加した方たちも少しでも来てよかったですと思ってくれるんじゃないかと思ったもんですから。まあ、参加すること自体に喜んでいるんでしょうけど、お膳のほうも他町村に比べると結構いいものをお出ししているということだったもんですから、その点に関して細かいんですけど、改良の余地があるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目でございます。委員さん、きのう多分後半の分もしかずるといらっしゃらなかつたのかなと思うんですが、基本的には今までボランティアでおいでいただいた方に、最終的には南三陸町の応援団になっていただくというような、そういうことで、後でホームページ等でそういう窓口を開設させていただくということができのうPRをさせていただきました。ですから、今まで災害ボランティアとしておいでいただいた方々に、多くの方々に南三陸町の応援団、そのつながりを生かして応援団になっていただくと。その際には、やはり例えば先ほどいいましたグリーンツーリズムであったり、ブルーツーリズムであったり、そういう形でつながりを持っていきたいというようなことで、そういう考えを持っておりますので。まあ、いつまでも災害ボランティアというのはあり得ないだろうというようなことの今回の判断ですから、それも含めて、町の応援団になっていただくというようなことが、今回の1つの大きな目的であるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目ですが、これにつきましては、本来であれば大きなホテルで敬老会をやるというのは果たしていいのかどうかというような、そういうところに行きつくところもあるんですが、ただ、被災後、地域、地域のそういう公共施設が被災をして、なかなか同じような状況で敬老会を開催はなかなかできないというようなことも含めて、大きなホテルで1カ所で送

迎もつけて開催をさせていただいているというようなことが今の現状でございます。最終的にはやはり地域だったり、あるいは地域の皆さんにお祝いをしていただくというような、そういう敬老会にしたいというふうには考えておるんです。ただ、今はやはりその状況がなかなか整わないというようなことで、一時的にホテルさんをご利用させていただいているというようなこともご理解をいただきて、ひとつ飲み物等につきましても、ホテルさんの計らいでああいう形で運ばせていただいているというようなことでございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ボランティアに関してなんんですけど、課長答弁あったように、応援団ということで今後、ただ、ボランティアということ自体、例えば来る方たちにとっては、卒業する際とか、入学の際に、何らかのプレミアじやないですけど、あれがつくということもあったり、あとは、いろんなボランティアに来る方がボランティアに来ることによって何らかの自己実現というんですか、そういう達成感みたいなのも得られると思います。あとは、会社で来ることは、会社のイメージアップですか、そういうことがあって来るんだと思うんですけど、ただ、災害から、先ほども申したように、課長の答弁あったんですけど、もう4年たっているので、作業内容等もテレビ等で見る限りでは、こういうせっかく来ていただいている方たちにはあれなんですけど、本当に災害だったら被災している方たち全般に対する何らかの恩恵というのがもう、そういう作業なり何なりは、見つけるのは難しいんじゃないかという思いがするもんですから、そうすると、今後続けてくることによって、言葉悪く言うと、ボランティアのためのボランティアみたいな感じになりかねないと思うので、今後応援団、そちら、先ほど言ったツーリズム関係のほうにまちづくりの一環になるような形の方向になっていっていることを、私自身は願いたいと思います。そのような形で。

あと、敬老会に関しては、ほんと細かいことなので、答弁のしようがないということは分かったんですけど、ただそういうことを私感じたもんですから、ことし開催されるようなときは、何らかの形で改善、改善という言い方も失礼なんですけど、なっていただければと思って私の質問を終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。

二、三点お伺いしたいと思います。

1つは、77ページですか、貸付金、一番下欄でございますが、災害援護資金の貸付金、まあ

説明によりますと350万円の25件ですか、民生費全体の減額割合も多いと、占める割合も多いという説明いただきました。それで、起債ですか、起債で財源措置されておるわけでございますが、これは被災当時、平成23年ごろから始まった制度なんですかね。いわゆる利用者が恐らく相当減っておるというふうな実態なんでしょうが、改めてその制度の仕組みですね。それから、その要因的なものはどうなのか。

それとあわせて、各目に扶助費が計上されております。まあ私いつも聞くんですが、いわゆる生活保護世帯ですね、そういう世帯の動向がどうなのか、その現状を教えてください。

それから、子育て支援ですか、いわゆる制度が大幅に変わりまして、随所にその強化策といふか、予算計上されておるわけでございますが、特に保育士の不足ですね。恐らくマスコミ報道では都市圏を指して言っているんでしょうが、当町の実態として、当初予算編成に当たりどういうふうな、いわゆる当町の公的施設、あるいは私的施設、そういうものを含めて実態としてどうなのか、その辺をお知らせください。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目でございます。いわゆる災害援護資金の制度の仕組みというようなことでございます。基本的にこれは被災に遭われた方々が貸付金を受けられるというような制度で、もう23年度から始まっている制度でして、限度額が350万円、保証人が要る場合は無利子と、それから、保証人をつけなくても非常に低利でお借りできるというようなことで、やはり当初はもっと多いだろうというようなことで、100名、200名というような予算措置をしておりました。ところが、初年度で確か80名ぐらい、それで、少しづつ減ってきてまして、今は年間で二十数名というような、そういう状況にございます。ですから、去年も60名の予算措置をさせていただいたんですが、実際にはもっと少ないというような状況にございます。いろいろな要因はあるとは思うんですが、基本的に当初正直なところ、被災者の方には全て貸さなければならぬというような、そういう判断もございまして、全部お貸しをしたんですが、中には自己破産をした方がいらっしゃったり、そういうことがございまして、基本的には町民税の滞納がない方という方に今はそういう誓約を加えさせていただいております。実際にはそういった方々が数名いらっしゃったので、最終的には町の債務にもなりますので、その辺の判断をさせていただいたところ、やはり減少傾向にあるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

2点目でございます。生活保護世帯の現状でございますが、被災前、約100世帯の方々がいらっしゃいました。被災後、やはり支援金、義援金の関係がございまして、二十数件まで減り

ました。今、40世帯程度というようなことで、当初は、当初といいますか、数年前までは戻るのもしかするともっと早いのかなと思ったんですが、思った以上に40世帯程度でずっと推移していると、ここ二、三年です。ですから、ある意味そこで一時金でも、そういった方々がいた大いに、その後一生懸命頑張って、それなりに更生をしているのかなというふうに理解をしております。

支援金・義援金は特にもう4年もたちますので、ある意味底をついている状況にはありますので、一生懸命更生をしていただいいて、その件数がふえなければいいのかなとは思うんですが、実際には仮設から出ますと、今度やはり災害公営等に入れば家賃等も発生してきますから、その辺はうちのほうでも注視していかなければならぬのかなと。もちろんうちのほうでは生活保護の担当がおりまして、その都度対応しておりますが、今のところ町内の方々は一生懸命頑張って、今のところふえてはいない状況にあるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、子育ての関係の保育士の関係でございます。実際には決算書等を見てもらえばわかると思うんですが、3月の補正でも臨時の方々の分が大分減になっております。というのは、有資格者の方々がいないんです。ですから、無資格の方々を雇わざるを得ないというふうなことで、その分が減額の対象になってしまっていると。これは、ニュース等でも大分報じられておりますが、ここだけじゃなくて、全国的に保育士が不足をしているというふうなことは間違いないというふうなことでございまして、ただ、本町の場合、今年度新採で3名採用予定にしております。退職が予定では1名ですので、プラス2というふうなことになるのかなというふうなことになります。ただ、県のほうでもちょっとこの辺は非常に危惧をしておりまして、保育士の人材バンク等も登録制にして、県内でも保育士を確保したいというふうなことをやっておりますが、やはり資格を持っている人が保育士として勤務をしないというふうな状況も結構あるみたいで、その辺についてやはり今後検討が必要かなと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 災害援護資金、それから生活保護の実態というふうは、まあわかったわけでございますが、課長が今言いますように、震災から4年たっております。これからは逐次災害公営住宅、あるいはそれなりの形で独立というか自立するという形の方向に向かっていくんでしょうが、私が仮設住宅で地域の方々と一緒に暮らしております。ですが、やはりその貧富の差というか、そういう状況の違いというものはここに来て、先ほど課長が言いうように、一時金

とか、支援金関係ですね、そのネタというか、そういうもの切れてきているという状況の中で、大分そういう格差が出ておるという実態でございます。したがいまして、町の担当もおると、もちろん県のケースワーカーもいるんだろうし、あと地域には民生委員ですか、もいるんだろうというふうに思うわけでございまして、やはりその監視体制というか、生活支援員もお邪魔しているわけですよね。おのののその生活実態というものを、よく注視していただきたい、その機能を連携をしながら十分に把握していって、そういう弱者に対しては支援をしていただきたいというふうな思いで質問いたしました。

それから、保育士の人材につきましては、やはり今後うちのほうでも重要な政策でございまして、いずれ今課長が説明しましたように、いわゆるその有資格者が絶対的なものであろうというふうに私思うわけでございまして、前私が民教に所属したときも実態調査しましたが、課長がおっしゃるように、有資格者がいなくて、無資格者に応援をもらっておるという実態だということでございます。したがって、当町においても本年は新採3名ですか、1名退職にしても、まあそういう意味である程度充足されておるんでしょうが、支援法変わりまして、いろいろ多様な子育て支援というふうな形になってくるんだろうというふうに思うわけでございまして、その辺の充実を今後も注視で。うちのほうでは予備登録というか、人材バンクというか、そういうものはやっていないんでしょうかね。そういうものに積極的に、恐らく町内出身者で町外で勤務しておるという方も相当おられると思うんですね。そういう方に対してもどうですかというふうな啓蒙というか、そういう方法をとるのも1つの形ではなかろうかと思うわけでございまして、その充実ですね、いろんな多角的な形の中で意を用いていただきたいなという思いでございます。

課長、もう1回その辺。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） では、最後の子育ての保育士の関係だけちょっとお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、今委員おっしゃるように、絶対数が不足をしておるというようなことはずっと続いております。先ほども申しましたが、有資格者でありながら仕事についていない、あるいは町内から町外のほうの職場にいらっしゃっている方もおるというようなこともあります。先ほど言いましたが、県のほうでも人材バンクを活用して、一旦登録していただいて、その中からあっせんをするというような、そういう取り組みをしております。その人材バンクにつきましては、うちのほうにも情報等は入ってくることになっておりますし、県、あるいは周辺

の市町とも連携をとりながら、今後対処していきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 4番小野寺です。

まず、64ページの下のほうから5段目、難病患者等通院費助成とありますけれども、この南三陸町で難病に指定されている人が何人ぐらいいるのか、あるいは、先ほどは透析患者への助成だというお話をしたけれども、ほかに病気の種類ですか、それがどの程度あって、何人いるのか、そしてその透析以外の人たちへの助成というのはどのようにになっているかお伺いします。

それから、次、67ページですけれども、真ん中、8の報償費なんですけれども、災害義援金配分委員会とありますけれども、今後町のほうで義援金を配付する予定というのはあるのかどうかお伺いします。

それから、先ほどの、前者とも重なりますけれども、保育士についてなんですけれども、一般職と、それから臨時とあるようですけれども、この一般職の人たちと臨時の人たちの給料、待遇はどのようにになっているのかお伺いします。

それから、80ページですね、13委託料の中の仮設住宅入居者健康支援事業委託料とありますけれども（「80ページ。77ページまで」の声あり）済みません、これは後で聞きます。

じゃあ、今の点についてお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目の64ページ、難病等の関係でございます。難病患者等通院費助成費というようなことで、これにつきましては、確かに前にも説明したことがあるんですが、障害者総合支援法というようなことで、これが確かに去年の4月あたりに施行になったんですが、それで難病の数がまたふえております。実際には全部で確かに300ぐらいあった、病症名が。ですから、正直なところ、うちのほうで把握するのがなかなか難しいと。ですから、この通院費等の助成につきましても、手挙げ方式といいますか、申請をしていただいて、それに基づいて透析患者の方々等に通院費の助成をしているというような状況にございます。ですから、ある意味こちらの周知の方法もあると思いますので、今後につきましては広報等でもう一度周知をいたしまして、そういった方々、もし該当する方々がいらっしゃいましたら、申請をしていただくと、わかりやすくその辺をお知らせをしたいと、そういうふうに考えております。

2点目でございます。義援金の配分予定というようなことでございますが、昨年の9月でし

たかね、最後の6次、最後ではないんですね、6次の配分をいたしております。その際に、町の義援金ほとんど入ってしまいまして、数十万円、たしかあの当時で数十万円しかもう残っておりません。ただ、国の義援金の窓口等はまだずっと残っておりますので、うちのほうも窓口はまだ閉めておりません。ですから、その都度入ってきているというような現状はございます。ただ、配分するまではなかなか集まるのは大変かなと、そういうような状況がございますが、それも含めて残ったものをどうするか、あるいは配分委員会において配分できるまで、いわゆる集まるまで待つかというようなことも含めて、年に1回等の配分委員会等でそれを協議してまいりたいと、そういうふうに考えております。

3点目、保育士の関係です。一般職、いわゆる正職員です。これにつきましては、行政職になりますので、公務員と同じ給料表と。臨時の方につきましては、確か時給でして、有資格者が950円でしたかね、時給950円。それから、無資格の方が800円、確かそういう体系になっていると思います。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 そうしますと、その難病を持っていらっしゃる方は、申請をすれば助成は受けられるということ。よく知らない人も多分いると思いますので、よろしくお願いします。

それから、義援金はまだ少ないので配るほどはない。でも窓口はあるからということで、見通しとしてはどうなんでしょうかね。そこもうちょっとお伺いします。

それから、臨時職員なんですけれども、今町のほうで27年度も登録するようですが、今いったように資格があっても950円、資格がないと800円ということですので、こういう人たちの人手不足の原因がやはり待遇改善が必要だと言われていますので、この待遇改善をもう少し考えられないのか伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、義援金の関係でございますが、9月にやはり町の6次の義援金を配分いたしまして、残りが確か100万円を切ったんです。数十万円になってしましました。これを被災者の方々に配分するというのはまあちょっと難しい話になりますので、やはりある意味その時期、たまるまで少し待つしかないのかなと。あるいは、状況を見て国、県の義援金の配分委員会の窓口が閉まった時点で本庁も閉めて、残金をどうするかというようなことも含めて配分委員会で決定せざるを得ないのかなと。当分の間は、多分27年度中はちょっと難しいかなというふうには考えております。

それから、待遇につきましては、これは他の有資格の臨時の職員と同様でして、少しずつ上

がっているような状況にはあるんですが、なかなかやはり臨時の方ですので、でも時給950円というのはなかなか、まあ一生懸命頑張ってそこまで上げさせていただいているというような状況をご理解いただきたいと、このように思います。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 もう一度お伺いします。

保育士なり福祉関係、それから医療関係の特に臨時の人たちの給料待遇というのは、同じ仕事をして、仕事がきつい割には安いというようなことで、なかなか集まらないというようなことがよく言われていますので、少なくとも1,000円ぐらいには上げる必要があるのではないかと思います。

それと、義援金につきましては、これまで、義援金として入ってきたというのは主にどこから入ってきたのか。今後どういうところから入ってくるのか。なかなかその見通しが難しいのかとは思うんですけど、見通し。それで、今後はなかなか入ってくるのは難しいだろうというお話をしたので、その見通しをもう一度お伺いします。

それから、難病のことなんですけれども、戻ってきますけれども、制度が変わって、負担がふえた人もいるので、その辺の特にこういう状況で病気を持っていて負担がふえるというの大変なので、この交通費の助成以外に何か考えられないのかお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目、保育士の臨時の関係でございます。26年度については時給900円でございました。27年度からさらに50円アップというようなことでございますので、一生懸命何とか上げてくれというようなことも含めて努力をしているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、義援金につきましては、ありとあらゆるところからと言うしかないんですが、確かにもう4年たちましたので、特に件数ももちろん減っておりますし、それから大口が減っております。数十万、数百万というのはほとんどありません。何か例えば行事をやって、そのときに収益金が出たのでというようなことで、数千円とか、そういうのがたまに入ってくるような状況でありますて、多分なかなかふえるのは難しいだろうなと、そういう状況にありますので、27年度中のちょっと配分は難しいのかなと、先ほども申しましたが、それでご理解をいただきたいと思います。

それから、難病の関係につきましては、総合支援法というようなことで法律名が変わりまして、難病等に指定された分が範囲が広がったというようなことでございます。基本的にはその

国の法律の中ではほとんど見ていただくと。それにいわゆる補助の制度としてない部分について、例えば通院費として町が負担をするというような、そういう補助制度でございますので、ある意味、例えば通院費等の単価等を検討するということになるのかなというふうには考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに、高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 7番です。

前者と重なるんですが、64ページの難病患者についてなんですかけれども、前者も聞いたようですが、27名分ということありますが、この27名が我が町の透析患者全員が27名なんですか。それとも今把握している部分で、何人ぐらい、何十人ぐらいあるのか。それで、この予算は病院も予定していることでありますて、予算は1年分なのか、あるいはどのあたりまで助成する考えで計上したのか。去年あたりから見ると若干減額になっているんですが、その減額したのはその部分なのか、あるいは患者数が減ったのか、その辺であります。

それから、68ページのちょっとこれ関連になるんですが、その68ページの被災者支援の14節の使用料で、昨年は遺体安置所のリース料があったわけですが、ことしはゼロということなんですが、その経緯ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目でございます。まず透析患者の方々に対しまして通院費を助成するというような形なんですが、今のところ27名分というのは今年度の実績から拾ったものです。実際うちのほうでは今把握しているのでは28名、今患者さんいらっしゃるの28名。若干減ったというのは、今度病院こちらになりますので、通院する、こちらにおいていただければ、距離が減るということになりますので、何キロ未満ですと幾らというようなことで単価が若干下がるだろうと。そのことでございます。ですから、患者数が減るのではなくて、基本的には距離が減るだろうというようなことで、その分が減っているというようなことでご理解をいただきたいと。

それから、2点目の遺体安置所でございますが、これは被災後、ベイサイドアリーナの後ろに仮設で遺体の安置所を町でプレハブを設置しておりました。それが減ってきて、昨年の10月でしたか、10月か11月ごろだったと思うんですが、DNA鑑定等も含めて、2体まで減りました。それをずっとプレハブで保管しておくのは、これではちょっと大変だと。町が管理するのは大変だというようなことも含めまして、お寺さんとちょっと協議をさせていただいて、お話をしたらいいですよと、お預かりをしててもよろしいですよというような了解を得ました

ので、そちらのほうにお頼みをしたと。その後、確か先週でしたか先々週でしたか、1体、その2体のうちの1体の方についてDNA鑑定で身元がわかったというようなことで、最終的には今1体というようなことで、町内のお寺さんに、今そちらで保管をさせていただいているというようなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　先ほどの説明で、その障害者支援法、いわゆる難病が数え切れない、300以上あるというような話なんですが、この中で患者さんから手を挙げられて、申請、申し出があればそれを審査して支援するというような形ではありますが、町そのものが難病として支援するというような、このほかに、透析以外でそういうものはどのように今あるのか。それから、今後考えていくのかですね。難病の認定といいますか、助成するラインを、その辺あたり。

それから、町で病院を開設すれば、ことしの秋口以降に、11月あたりに開業すればすぐ透析は始まるんだろうと思いますが、その際に、この方々が全員スムーズに帰ってくるのかですね。また、この中でも、「いや、今までどおりやっていたほうがいい」というような方もいるのか、その辺あたりの場合で、補助の助成の仕方というのは変わっていくんだろうと思いますが、後でまたその病院に行くようなとき、詳しく聞きたいとは思っておりますが、そういう際に助成を、やはりこここの病院でやるようになつても、難病には間違いないですから、それに対する助成を続けるべきだとは思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）　基本的にはここにございますとおり、難病等に認定された方というようなことで、これは先ほど言いましたように上位法でございます障害者の総合支援法で難病等の認定ということをされるような形になりますので、された方に対しては全てその通院費の助成の対象にはなるというふうにご理解をいただきたいと思いますし、ただ、それが、そういう事業をやっているというようなことが、もしかすると完全な周知にはなっていないのかなというようなこともあると思いますので、やはり広報等でそのことにつきましてはちゃんと周知をしていかなければならぬと思います。

もちろん、あとは距離によったりするもんですから、極端な話、南方で今透析を受けている方が、志津川の病院ができる、南方から透析に通うとなれば、距離は遠くなりますので、若干通院費は上がると。南方でいたままであれば前と同じというようなことになりますので、それはその方々の再建の場所、あるいは通院の形態によるものと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　まあ、いろんなケースが出てくるんだろうと思います。南方からこっちへもし来る方もおられるのかなと。まあそういうこともありますし、また、南方のほうで例えば、住所を移転して、向こうで住んでいてこっちへ来た場合には、その場合あたりはどうなるのかですね。今後いろんなことがあると思いますが、いずれにしても幅広い難病患者といいますか、いろんな病名によって、支援されている方がふえてきておりまので、その辺への配慮、周知ですね、その辺はさらに徹底してやっていただきたいなと思いますし、それから、遺体の残る1体、もう少し頑張って、遺族のもとに帰るように、やっていただきたいなと、そう思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後　0時01分　休憩

午後　1時15分　開議

○委員長（菅原辰雄君）　休憩前に続き会議を開きます。

民生費の質疑を続行いたします。阿部建委員。

○阿部建委員　27年度予算、福祉課長においてはこの予算が最後の課長としての答弁になるんだろうと、そのような意味からひとつ思い出になるような答弁を期待をしながら質問をいたいと思います。

民生費、全体予算の4%と、総務費に續いて2番目に多額の費用を要する内容であります。その上で伺いを三、四点いたしたいなと思います。

まず、最初の59ページですが、比較で昨年よりも2,200万円マイナスということです。私は昨年の決算、予算書は持ってきませんが、ここにちょうど26年度最後の補正予算書があります。その中で、約1,000万円ぐらいですか。1,598万、1億5,000か、マイナスになっております。災害援護資金の貸付関係だという説明は伺いをしておりますが、さらにこの内容についてどのような見積もり違いが出てきたのか、相当の金額でありますので。

それから、前者、どなたか、これは地方債の分だと、ではないかということみたいですが、全てが地方債で見込んでいるべきものなのか、見込むべきものなのかですね。その辺を伺いしたいと。それ1点目だね。

それから、2点目、いろいろ敬老会費の、敬老会関係伺いしていますけども、私のお伺いするのは、非常に老齢、老人人口といいますかね、老人が年々多くなってきております。一体、

本町では65歳が老人と称する、65歳以上がね、何名ぐらいで、75歳は後期高齢者、一体何名ぐらいあるのか。全体的に総人口の何割をお示ししているのかなというようなことと、さらに、またしつこいような聞き方ですけれども、人口動向についても、それらのいろんなデータを試算をして、福祉課長ははじき出した数字だろうと思いますが、後で企画課長のほうが正しいんだとかというような、はっきりどっちがどうだかわからない答弁になってますのでね、今後重要な、本町にとっては人口動向というのはね、非常に注目すべき内容でありますので、その辺をもう一度お聞かせいただきたい。

それから、64ページのグループホームの関係ですけれども、今本町に何件グループホームあって、できれば地区別にと答弁を願えればいいなと。そして、このグループホームについては、本町ではこれで十分なんだというのか、もう少し多い方が都合がいいのか、その辺がどういうふうに町として考えているんだろうなと。全て国からこれは来るほかないですから、そういうものも出ることによって、雇用の場もできれば、雇用の場も出てきます。それができれば、多くていいんであれば多い方がいいなと思って伺いをしている次第でございます。

それから、68ページの23節の償還金利子及び割引料ですけれども、補助金をこれやっぱり返さなくては、余れば。もらっておくなら一番いいんだけれども、返すということに、全てが返金ということになるのかどうかですね。千二百四十何ぼ、大きい金額です。そうであればあるなりに、やはりそれなりの見込みといいますか当初予算は見込みを立てる提案を。その辺の説明をしていただくと。

それから、73ページの保育園維持費ですが、賃金に関連して、2節の一般職の給料は5人なんだと。それから、臨時賃金でしょう、7節ね、これは時間で資格の持っている方は950円、資格のない方は800円ですか。先日ね、私だけじゃないんだろうと思いますけれども、どこかの新聞で、本職と、本職というのかな、臨時職の賃金、給料の差が非常に大きいんだというようなものが掲載されていました。先ほど前者もそれを指摘したようですが、その辺は、1時間当たりの単価についてはね、今最低賃金、宮城県では何ぼ、七百幾らですか、それもわかれれば聞かせていただければ。恐らく最低賃金に毛が生えたぐらいかなと。毛が生えたっていう言葉が好ましくありませんが、日数がないんですね、これ臨時職は、働く日数が。1ヶ月平均どのぐらいずつ臨時の方々がどのぐらい働けるのかなと。私は、臨時で働いている方の家族からもちょっとと言われているのもありますので、この辺を、これから考え方等ですね。

次に、これで終わりです。77ページの災害、21節ね、貸付金ですけれども、これまたとんでもない誤差が発生していると。さっきも説明しましたが、余りにも誤差が大きいもんですか

ら、この辺についてはもう一度明解な説明いただきたい。

相対的に民生費というのは4%ということですけれども、昨年度と比較して、昨年のそういうランクと比較して、どれほどの動きがあったのか、全体的に。昨年も0.4%だったというのか、昨年は0.5%で、その前はそうで、年々これは人口が普通のような増加の状態であれば本当はどんどん加算されていく。当町の場合は民生費はどんどん下がってきている。変なことがあるもんだなと思って見てるわけですがね。

その辺について、今6点ほど、それぞれの担当課長のほうからご答弁を願います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 盛りだくさんでどこからお答えしていいか。一つ一つちょっと順番を追って回答させていただきたいと思います。

まず、貸付金、59ページにつきましては、社会福祉総務費の分として2,200万円が減になつたというようなことですので、全体とすれば先ほど申しましたが、相当昨年から比較しますと大分減っております。

一番最後のちょっと質問なんですが、民生費全体とすれば、昨年度は全体の5.8%でした。それが4%に減っているというようなことです。1つの一番大きな要因とすれば、災害救助費、被災した当初、例えば支援金でございますとか、あるいはそういう貸付金でございますとか、そういうものが非常に多額な分、割合として多かったんですが、災害救助費の割合が減っていると。ですから、これにつきましては、通常の業務の中でやっていきますと、少しずつ減るような傾向にはあるのかなというふうに感じております。

それから、人口動態の関係でございます。ちなみに、先般、全員協議会のときにお出しをいたしました高齢者福祉計画というのがございます。そこで平成26年度実績値でございますが、高齢者の人口が全体がこの時点では1万4,274名と。それに対しまして、高齢者65歳以上の方は4,470名と。ですから、高齢化率が31.3%というようなことになります。75歳以上の方は、ちなみにこれで見ますと2,570名というようなことになります。前にもお話をしましたが、基本的に今高齢化率はこのまま右肩上がりに上がっていくんだろうなというような予測はできると思います。前回お示しをした高齢者の福祉計画の中では、40%近く、あるいは40%ぐらいに高齢化率がなってしまうのかなと。ただ、人口動態の関係でもう何度か申しましたが、基本的に自然増にそのままなっていくのか、あるいは町としてそういう施策を打っていくながら高齢化率を阻止するような努力、あるいは若者を定住させるような施策を打っていくというようなことが必ず今後必要になってくると思いますので、この高齢化率がこのまま右肩上がりに上が

るというようなことは、やはりやってはいけない、町としてもそういうような形になると思います。そういう施策はやはり展開していかなければならないというふうに思っております。

それから、64ページ、グループホームの関係でございます。64ページのグループホームにつきましては、ちょっと話が出ましたが、いわゆる障害者の方のグループホームというような特定でございますので、町内で申しますと歌津地区に希望ヶ丘というグループホームがございます。それ以外につきましては、今のところございません。ですから、それ以外はあと高齢者の施設ということになりますので、こここの64ページでお話しているのは希望ヶ丘1カ所というようなことになります。ただ、町内でじゃあもっと必要なのかというようなことだと思うんですが、やはり障害者の方々が共同で生活をするというようなことになると、いろいろやはり乗越えなければならない壁がございまして、希望ヶ丘の例を申しますと、お1人が退所するとそこの中にまた新たに入る方を見つけるのに非常に苦労しているというような状況にはあります。ですから、今1カ所しかございませんが、その中でも運営についてはなかなか厳しい状況が続いているというふうに認識をしております。実際にそこの理事の方々にもどなたかいらっしゃらないでしょうかということで、町のほうに照会が来ますので、実際は運営は非常に厳しい状況にあるというふうに認識しておりますので、余り施設がふえても逆に運営自体がたいへんになるのかなと、そういうふうに思っております。

それから、68ページでございます。過年度分の補助金の返還金でございます。これにつきましては、昨年度臨時福祉給付金というようなことで、低所得者の方に、いわゆる非課税世帯の方に一律1万円というようなことの臨時福祉給付金の支給がございました。それに加算等もあるんですが、5,000円の加算がありまして、一番多い人で1万5,000円、それから、子育て世帯の方にも同じく1万円というような形で予算をとらせていただきました。ところが、実際ふたを開けてみると、当町の場合はやはり前にも話しましたが、一時所得がございまして、いわゆる低地部の売払いの関係で、その非課税ではなくなってしまった方が非常に多かったと。もともと今回の臨時福祉給付金については、住民税非課税世帯が対象ですので、その一時所得で所得があった方については、残念ながら非課税世帯として見られなかつたというようなことがございまして、こういう返還金が生じてしまったと。ですから、これにつきましては、精算によるものですので、全額返還を、国のほうに返還をするというような予定になっております。

それから、77ページ、貸付金です。災害援護資金の貸付金ですが、先ほど8番委員さんのおうちにちょっとお話をさせていただいておったんですが、当初もっと多くの方が災害援護資金、いわゆる条件は非常にいいもんですから、保証人がいれば無利子というようなことです。

そういう条件のいい貸付金なもんですから、多分もっといるんだろうなと思ってずっと予算化をしてまいりました。ところが、実際には少しずつですが毎年減っております。ですから、26年につきましては、多分20件未満になるだろうというふうに予想されます。そういうことを勘案しまして、昨年度の当初は60件分となりましたが、今年度は25件というような形にさせていただいたというようなことでございます。ご理解をいただきたいと思います。

それから、賃金の関係ですが、正職と臨時職員の差というようなことにつきましては、人事の担当でございます総務課長が答弁いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 賃金の関係のご質問でございますが、まず宮城県の最低賃金は今710円だと確か記憶してございます。臨時職員1時間当たり950円で計算いたしますと、勤務時間1日7.75時間、おおむね1ヶ月20日の勤務と見越しますと、給料の1ヶ月分だと14万7,250円ぐらいになろうかと思います。ただ、臨時の保育士、あくまで臨時の町職員という位置づけでございますので、任用的には最長で1年間の任用という形になります。引き続きそのまま継続で任用することはできない制度になってございます。それで、その賃金体系のあり方ですけれども、当然保育士は中級職の試験を受けて合格して採用した職員ということでございますので、初任給ですとちょうど1ヶ月約15万2,000円が初任給になります。したがいまして、幾ら初任給、初任の正職員といえども、臨時の保育士と給料差額を比較して、正職員のほうが下回るのはいかがなものかということもありまして、町ではその賃金の計算方法を要項を定めてございまして、必ず初任給の職員よりは下回るような形で計算して設定するような形にしてございますので、現在950円ですけれども、先ほど小野寺委員、1,000円ぐらいにしたらいかがだというご質問ございましたけれども、現行の制度からいうと960円ぐらい今までが今のところ限界の1時間当たりの賃金の精度になろうかなというふうには考えてございます。

それから、地方債の関係で、貸付金の財源のご質問でございました。77ページの21節貸付金、災害援護資金貸付金の本年度予算が8,750万円、これは350万円の貸し付けを25件想定した金額でございますけれども、この財源につきましては、全額県からの貸付金を当て込んでございますので、当初予算の説明、地方債の説明で申し上げましたとおり、全額地方債を一応財源として当て込んでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部建委員。

○阿部建委員 最後、その全額地方債という、全額という、350万円でということの25名分というのが、全額地方債ということですね。したがって、この差額が出れば返還をするということ

になるんでしょうね。見込みが違った場合。

福祉課長の答弁、まあ最初に戻りますが、昨年は予算の5.8%ということ間違いありませんね。そのようなことで、まあ今年は減額されていると、もろもろの説明がありました。それで、65歳以上は話さなかったんでないかなと思ったんだが、別に通告していたものでもないから、それが把握できなければできないでいいんですけれども、できるのであれば説明をしていただければいいなと。言ったっけか。どうも失礼を申し上げてね、申しわけございません。

非常に老人人口が多くなっていると、どこの町村でも年寄りが、一体長生きするのがいいのか、長生きされては困るのかね、予算が日々かかってきますからね。困ったもんだなと思ってね、いるわけです。どっちがいいのかね。まあ、長生きしても善し悪しかなと思ったりするわけですが、これはこれで、そんな考えを私個人は持ったりします。だからって早く死にたいわけでもないし、死なれるわけでもないし。生きたいといったって生きられるものでもないし。そんな状態ですからね。

グループホームの関係ですけれども、そうすると、今歌津に1件あるんだと。それで、今後別に十分今のところ満たしているということですね。そういうような解釈でよろしいですか。これ、何人ぐらいいるのか、歌津の平成の森、松沢でしょうからね。現在何人ぐらいそこにいるのかですね。その辺のいろいろ説明がありましたので、68ページの過年の関係につきましてはなかなか見通しも難しいんだろうなというふうに思います。

それから、賃金の関係、それらも働く時間がね、時間単価は十分だと思いますけれどもね、日数がないもんだから、それは大学出、高校出の初任給10万幾らでしょう、それと比べると、比べるような今話し言ってるなんだけれどもね、この方々には手当はないんだから。ないんでしょう、臨時職には。正月手当とかそういうものはないんでしょう。そうなるとまたね、私は新聞を見て言っているんだから、雲泥の差があるという証言をしています、新聞にね。それで、何かしら手当てがあつてもいいのかなというような考え方で、何十年の資格を持って働いている人ありますからね、その方に対して何か手当てがないものかなと思って質問したわけです。

今、私質問した件については、おおよそれを、おおよそ判断がつきましたので、これ以上は質問しませんから。それでもね、一言、二言、もしつけ加えたいものがあれば、答弁をしていただきたいなど。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） グループホームの関係でございます。それにつきましては、定員が9名1ユニットでございますので、その9名のところに確か今6人ぐらいしか入っていない

いと思います。若干空きがある、そういう状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 臨時職員の給料のあり方につきましては、現制度でのお話を申し上げましたので、例えば年間の総報酬制の部分で比較したらどうなんだという、こういったお話をございますので、もう少し前向きに検討はさせていただきたいと思いますけれども、とりあえず今年度の予算につきましては、現制度で行わせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ないようですので、次に4款衛生費78ページから87ページまでの細部説明を求めます。保健福祉課長

○保健福祉課長（最知明広君） 3款が終わりまして、4款になります。

では、詳細の説明をさせていただきます。

78ページでございます。

4款衛生費、保健衛生総務費。

まず、報酬でございますが、保健福祉推進員の報酬として324万8,000円、これにつきましては、81名分になります。

それから、下段にまいりまして、2目の予防費に入ります。報償費で、健康づくり講演会ほか謝金等で16万円、これは約4回分を予定しております。

次に、80ページでございます。13節委託料6,604万2,000円というようなことでございますが、大きいのが住民健診ほか委託料2,900万円。昨年より約81万円の増となっております。

それから、予防接種の委託料3,000万円というようなことでございます。これも326万3,000円ほど増額というようなことでございます。

ここで、地方債のほうで、前、総務課長が説明させていただきましたが、10ページに健康づくり支援事業というようなことで、10ページのちょっと前に戻っていただきたいんですが、健康づくり支援事業というようなことで、地方債1,880万円、これにつきましては、今申しました予防接種、それから健診等に充当することということで、過疎債を充てさせていただきたいと思っております。簡単に説明させていただきますと、例えば住民健診、今まで手出し分相当あったんですが、その分の過疎債を発行して、それを埋めて、手出し分を少なくするというようなことで予定をしております。ちなみに、健診関係申しますと、胃がんは今まで現行で2,400円自己負担、それが1,000円と半額以下になります。子宮がんにつきましても今

まで3,000円だった分が1,500円、これも半額です。それから、乳がんについても1,500円が1,000円、同じくマンモグラフィーの関係も3,000円が1,500円というようなことで、それから、肺がん検診は今まで500円だったのが無料というようなことで、それを過疎債で対応したいというようなふうに考えております。

それから、80ページに戻りまして、19節負担金補助及び交付金でございます。

石巻赤十字病院の救命救急センター等運営費助成金というようなことで651万7,000円、昨年度より140万円ほど増額になっております。これにつきましては、小児病床及び感染症病床について特別交付金の対象になるというようなことで、その分を増額したものというようなことになります。

予防費については以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、4目衛生費でございます。81ページでございます。

衛生費につきましては、前年比で9,100万円ほどの減になってございます。

主な要因といたしましては、今年度も実施しておりますけれども、来年度の再生可能性エネルギーの設備設置工事におきまして、前年よりも9,500万円ほどの減になっているところでございます。

1節の報酬、これで衛生組合長の報酬81人分になってございます。

次ページ、82ページをお開きください。

13節委託料でございますけれども、来年度環境基本計画策定支援事業の委託料として840万円ほど計上させていただいております。現在、上位計画となります町の総合計画が作成されているというところでございますけれども、この震災によりまして廃棄物等を取り巻く環境ですとか、それから住宅の高台移転などによります自然環境の変化というものもございますので、実際この計画は平成22年の3月に策定してはおりますけれども、町の総合計画の見直しにそごが生じないように新たに策定するというものでございます。

続きまして、下段の工事請負費でございます。

全体で1億5,000万円程となってございますけれども、内訳でございますけれども、まず1つ、照明LED化工事というものが1,100万円、斎苑の修繕工事が125万円、それから再生可能エネルギーの設備設置工事といたしまして、全体としての事業費は3億3,000万円ほどになるんですけども、衛生費の部分としては1億3,800万円ほどになってございます。

照明のLED化工事につきましては、みやぎ環境税を活用いたします市町村の支援事業の1

つでございまして、その中の市町村の選択メニューを活用するものでございます。来年度といたしましては、志津川中学校を中心といたしまして、志津川小学校、歌津中学校の蛍光灯のLED化、大体15教室と校長室というようなところを予定してございます。

それから、再生可能エネルギーの設備設置工事につきましては、主に公共施設におきまして再生可能エネルギー等を導入する事業でございまして、災害時に避難の拠点となり得るような施設に対しまして、太陽光発電設備あるいは蓄電設備を導入して、非常時に最低限の電力等の供給を確保するものでございます。来年度につきましては、新たに、今建設中でございますけれども、南三陸病院、それから戸倉小学校、名足保育所、戸倉保育所の4施設を予定してございます。今回は太陽光発電施設以外にもペレットボイラーですとか、ペレットストーブというものを設置する予定でございます。さらに病院では、停電時、夜間における屋外での医療活動、それから医薬品等の授受、それからトリアージのスペースの観点の確保から、蓄電池の機能を持ちましたLEDの街路灯も設置する予定でございます。

それから、19節負担金補助金及び交付金でございます。

大きいところといたしましては、浄化槽の設置事業補助金で2,192万円ほどで、40基ほど予定してございます。

それから、既存の住宅に対します住宅用の太陽光発電システムの設置整備事業というものを今年度と同様に50件分、600万円を計上してございます。なお、再建分の住宅分につきましては、復興費のほうから100件分として別途1,200万円を予定してございます。以上でございます。

○保健福祉課長（最知明広君） 次に、5目の母子衛生費でございます。母子保健事業の推進に係る所要額を計上しております。

83ページの委託料でございますが、妊婦健診の委託料ということで871万3,000円、これは希望的ところも含めまして80名分を計上させていただいております。

それから、6目の保健衛生施設費につきましては、今あります保健センターの維持管理費というようなことになります。

○委員長（菅原辰雄君） 随時やってください。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、続きまして84ページをごらんください。

1目清掃総務費、13節委託料で、一般廃棄物の処理基本計画等の策定支援業務委託料といたしまして212万円ほどになっております。現在の町の一般廃棄物の基本計画におきましては、平成17年度に策定したものでございます。来年度から、先ほども申し上げましたけれども、

総合計画、あるいは環境基本計画をつくり直すということがございますので、この一般廃棄物の処理計画の上位計画の変化にそぞが生じないように、本計画を策定していくというものでございます。

それから、2目の塵芥処理経費、11節の需用費、この中で消耗品費ということで、昨年から800万円ほど増額になっております。これは、今年度から進めておりますけれども、バイオガス事業に関連しまして、生ごみや分別収集するための各ご家庭に配付する水切りバケツ、あるいはごみ集積場所に設置いたします生ごみの集積するバケツ等購入費が含まれてございます。

それから、13節の委託料でございますけれども、これは全体的にごみの収集運搬等の処理に係る費用でございます。

ごみの収集、資源物の収集委託料につきましては、来年度新たに生じます生ごみの収集運搬業務というものも含まれてございます。

それから、ごみ焼却費委託料につきましては、例年どおり気仙沼市への可燃ごみの処理委託料ということになってございます。バイオガス事業が稼働される予定でございます11月ごろからは、可燃ごみに含まれます生ごみの量が多少少なくなるということを見込んでおりまして、費用的には昨年度比大体230万円ぐらいの減となる見込みでございます。

それから、焼却灰等の埋め立て委託料でございますけれども、これは前年度までに未処理であって保管してございます約600トン、それから、来年度発生の見込みを持っております大体400トン、2つ合わせて1,000トン程度の焼却灰等の処理費を見込む経費として3,600万円ほど計上させていただいております。

それから、85ページ、同じく委託料でございますけれども、一般廃棄物の処理委託料ということで、下のほうから4つ目、3,780万円計上してございますけれども、これも来年度稼働予定のバイオマス事業に係るものでございまして、現在志津川の旧衛生センターで建設を進めようとしておりまして、つい先日建築確認下りまして、来週からバイオガス施設の設置工事が始まる予定でございます。各家庭から分別収集いたしました生ごみや、それから衛生センターから生じます余剰汚泥の処理をする予定でございます。

それから、下から2番目となります海岸漂着物等の処理委託料として370万円ほど計上させていただいております。これは、海中の災害瓦れき等の処理につきましては、平成25年度に災害廃棄物処理事業ということで、その中で処理していた部分がございましたが、25年度で終了いたしまして、その後なかなか財源見つからなかったんですけれども、来年度はまだ正

式に国の予算決定しておりませんけれども、環境省が進めております海岸漂着物等の地域対策推進事業の補助というものがございまして、これまでとこれまでは沿岸の漂着するごみだけを対象としておりましたけれども、来年度につきましては、漂流しているごみ、あるいは海底のごみの回収も対象メニューに加えられたということになってございまして、それも見込んだものでございます。

それから、86ページ、3目のし尿処理費でございます。

全体的にし尿の収集、それから、衛生センターの運転管理に関する費用となってござります。

13節一番下の余剰汚泥の運搬業務の委託料というのが新たに加わっております。これは、先ほどから申し上げていますとおり、バイオガス事業が始まりますので、衛生センターからバイオガス施設に余剰汚泥を運搬するためのものということでございます。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 87ページ、4款の3項病院費でございます。

19節の負担金補助及び交付金、3条予算に係る負担金ですが、これは前年度同額でございます。

投資及び出資金で2億400万円計上してございます。全体予算で昨年度と比較いたしまして1億8,800万円増加してございますけれども、その主な理由は県補助金で新しい病院の再生可能エネルギーの施設整備を行うということで、1億8,000万円財源として入ってまいりますので、そのまま100%病院会計に送る内容となってございます。

次に、4項の上水道費、19節2億4,400万円ですけれども、昨年度と比較いたしますと1億5,000万円ふえてございます。内容ですけれども、長期派遣職員の人件費5名分、それと上水道の災害復旧費の復旧事業の繰出金として1億8,600万円、この経費を繰り出す内容でございます。繰り出す財源に100%震災復興特別交付税で対応いたしてございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、4款衛生費の質疑に入ります。山内昇一委員。

○山内昇一委員 それでは、80ページちょっとお願ひします。

予防費、これ委託料ですね。各種健診ですか、そういったもの、そもそものもので6,604万2,000円という大きな予算でやっていますが、この住民の人たちの、町民の人たちに受診の状況とか、あるいは現在まだ高台移転が進みませんので、仮設暮らしで住んでいる町民の方、

あるいは我々一般の人も含めて、そういったことの動向といいますか、様子はどうなっているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

それから、82ページですか、環境衛生費、19節の負担金及び補助金、交付金ですか、このソーラーと言いますか、太陽光発電で600万円ですか、近年太陽光はブームで、新築する方はほとんどと言っていいくらい設置しているような状況です。しかし、近年電力会社の事情も変わりまして、いろいろ問題、規制がかかっているといいますか、そういったこともあるようですが、本町の状況ですか、簡単にお願いしたいと思います。

それから、84ページの清掃総務費、これは雪、除雪の関係ですがね、ことしは思ったより雪は少なかったのかなと思います。そういった中で、除雪費用といいますか、除雪の状況はことしはどうだったのか、また、そういったことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 住民健診等の受診の状況というようなことでございます。本町の健診等の受診率、宮城県内で言いますとほとんど最下位、あるいは後ろから2番目というような状況が続いております。これは、実際は被災前からでして、これを何とかしなくてはならないというようなことで、ここ去年あたりからですか、土曜日にやったり、日曜日にやったり、あるいは受付時間を夕方6時までというようなことで延ばしたりというようなことでやっているんですが、思ったように伸びてこないというような、そういう状況にあります。それも含めて、今年度は健康増進計画を策定しますので、先ほど言いました町内の保健衛生推進員さんなどを含めて、町民の健康づくりについてちょっともう一度計画を練り直そうというようなことで準備をさせていただいております。

ちなみに、先ほど言いましたように、手元から出す、その分を少なくしようといったことは、その一環の、住民健診向上に向けての1つの方策というようなことでございます。今まで若干でも手元から出していたものを、少しでも負担を減らして、受診率を上げようというようなことです。これは、やはり本町の場合は、例えば漁業の方、農業の方、どうしても忙しくて検診を受けられないというような方がいらっしゃいますので、その方々が受けやすいような状況、あるいはどうやったら健診率を上げられるかというようなことを根本からちょっと考え直さなければならぬのかなというふうに考えておりました。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず、第1点の82ページ住宅用太陽光発電システムの関係なんですけれども、今年度、1月末までなんですかとも、補助金を交付した件数は48件ござい

ます。これのほかに復興住宅のほうから、そちらのほうで出しておりますのが44件、合わせて92件ということになっております。

ちなみに、昨年は59件ということになっておりますので、これからどんどん高台移転進みますので、さらに件数がふえるのかなというふうなことで思ってございます。

それから、電力関係の新エネルギーに関する規制がいろいろと変わってございますけれども、通常家庭で使う電力系統というものは大体キロワット前後ということで、10キロワット未満というのがほとんどになるのかなと考えております。特にいろいろと新聞とかで問題になっている部分というのは、高圧の電力を使うもので、10キロワット以上のものが該当するのかなというところで、新しいルールによりますと、そういった高圧電力につきましては、これまで30日というところでの制限があったんですけども、今度からは年間360時間を超えても無償でそういった買い取りを抑えることができるというふうになってございます。

家庭におきましては、そういったものというのが恐らく電圧の高い大きい規模のところから使用制限させていくということで、まず家庭まで影響が出ることはないだろうというようなことを、先般電力会社のほうで説明してきたときにはそういった話を伺っております。

それから、84ページの委託料、除雪業務なんですけれども、今年度、ちょっと詳しくは回数聞いてございませんでしたけれども、主に場所ですけれども、脇の沢のクリーンセンター等の入り口のところから上の方まで、施設のところまで除雪をしていただくとの業務でございまして、今シーズン二、三回やっていただいたというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君）　山内昇一委員。

○山内昇一委員　1番目の予防費ですか、この中で、県下最下位のということはちょっと意外でした。健康というのは一番大切なものですから、そういった中で本町でも一生懸命町を取り組んでいる、あるいはこういった負担を減らして、受診率を上げるといった努力にもかかわらず、最下位ということでございます。その辺ですね、いろいろ原因はあると思いますが、生活不活発病ですか、そういったものも含めて、やはりもっと工夫をして健康増進といいますか、あるいは国保にも影響あるものですから、そういったことの取り組みというものをもっと工夫した方がいいとは、私個人的には思いますが、担当のほうで一生懸命やっていながらもかかわらず、それが伸びないというのは、まだちょっと原因があるのかなと思いますので、その辺、今後もっと受診率上げるために工夫というのは、もうひと工夫何かあるのかどうか、その辺お願いしたいと思います。

それから、環境衛生費ですか、ソーラーですね、これは個人の設置には影響ないと。メガソ

ーラのような大型の電力に関しては規制があるということは私もわかっていますが、これから高台移転初め町のほうも住宅がふえますと屋根にはソーラーがふだんつけられるようになると思います。そういう中で、補助金も含めて、設置に対してはかなりメリットがあるわけですが、正直最初は災害があったときの非常時に電力供給できるという、そういう大きな役目もあるわけですから、これは町として各住宅設置、建てられる方にはぜひもっとPRをして、設置方を普及させるような、あるいはこれから公共施設といいますか病院とかそういうものには当然つけられるわけですが、そういうことでもっと普及を進めたほうがいいのかなと私は思います。それで、この今後の動向ですかね、これもちょっとお聞きしたいと思いますが、その辺お願いします。

それからあと、清掃費の中で、先ほど課長あれですか、クリーンセンターの脇の沢のことお話をしました。私は、町内的一般の除雪のことをお聞きしたかったんですが、ちょっと勘違いしましてあれしましたが、もしお分りでしたらその辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 健診の状況ですが、健診の科目によっては最下位でないものございますので、全てが最下位というわけではないんですが、基本的にはやはり特に震災後は健診の会場等の状況が整わないと。わざわざそこまで行かなければならぬというような、そういう状況は確かにあります。それも含めてやはり例えば土日の健診をするとか、あるいは夜間の健診をするとか、もう少しこまめに会場を設けるとか、そういうことの対応は必要なんだろうなと。ただ、それだけではなくて、やはり町民皆さん方の健康に対する志向といいますか、そういうものについてもやはり一人一人が健康に留意をしなければならないというようなことの、そういう思想を地道にやっていくしかないのかなというふうには思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 住宅の太陽光発電システムの推進といいますか、そういうところにつきましては、やはりこれから防集たくさんの住宅ふえていきますので、町の復興計画の中にもエコタウンに挑戦というのもありますし、自然エネルギー活用の推進というものもどんどん進めていきたいなというふうに考えております。

それから、災害時にも使えるんではないかという点なんですけれども、恐らく蓄電池なども一緒に付けていただければ、なおそういった有効な活用の仕方ができるのかなというふうなことで考えてございます。

それから、除雪のほうに関しましては、後ほど土木関連のところでお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 除雪費につきましては、25年度は大変雪が降る機会が多くて、地区によつて違うんですけども、多い業者ですと13回ほど出動をしております。本年度につきましてはご存じのように大分雪が降っていないということで、多い業者さんでも3回程度の出動という状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 先ほどの予防費ですが、課長お話したとおり、いろいろ手を尽くしているといったことは私も本当に感謝しております。やはり町民の人たちの意識と言いますか、啓蒙ですか、そういうことのことだと思いますが、やはり受診料を下げてもなかなか、正直まだ大丈夫だと、健診しなくても、受診しなくともというような、そういう個人の気持ちもあるようですので、やはり病気になってからでは遅いわけですから、ぜひこういったことももう少し町としてPRして進めるべきではないかなと思います。

それから、2番目の環境衛生費のところなんですが、ソーラーですね、これはバッテリーといいますか、充電装置がなければ当然使えないものですから、これはセットでやっぱりつけるというと、相当なお金になるわけですね。それで、やっぱりそういうことのためにそういう補助金とか活用してできるだけ昼間だけではなく夜間、あるいは雨天時とかそういうことの利用が可能になってくるわけですので、その辺の説明とか、当然個人の方でもわかっている人はいると思うが、やはり施工業者ですか、設置業者、そういうハウスメーカーとかそういう方々のほうでもやっぱりPRはしていると思うが、どうしてもコスト高というふうなイメージが高いので、その辺が進まないんだと思います。やはり、町の公共施設においては当然そういうことは設置すると思います。その辺、どのような内容だか、内容といいますか、どのようにするのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどの道路の除雪なんですが、課長お話したとおりですね、こしは確かに雪、私少ないなと思って、もう春かなと思って、正直思つてはいるんですが、それでもこの後、一度や二度、雪は降るのかなと思います。お話ししたいのは、実は、地区内の……

○委員長（菅原辰雄君） 済みません、山内委員、それは後で7款のほうで出てきますので、そちらの方でお願いします。

○山内昇一委員 そうですか、後でまたこの件についてお話ししたいと思いますので、よろしくお

願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 公共施設のほうの太陽光設備の設置の状況については、今年度10施設に太陽光発電、それから蓄電池のほう入れておりまして、それから、来年度、先ほども申し上げましたけれども、病院のほうと伊里前保育所、それから戸倉保育所、それから戸倉小学校のほうではきちんと太陽光発電設備と蓄電池設備を導入する予定でございまして、今後それ以外のいろいろな公共の施設につきましては、いろいろな、この再生エネルギーの予算等は27年度で終了になってしまいますので、さまざまな活用できるような財源を探しまして、なるべく積極的に設置していきたいと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） それでは、休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

衛生費の質疑を続行いたします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

82ページ、狂犬病予防について伺いたいと思います。

ことし100万6,000円の予算で、昨年が114万3,000円、おととしちょっと見落としたんですけど、確かにこの予算じゃなくて復興予算でしたっけ。そこで、その推移なんんですけど、現在大体何匹ぐらい登録なのか、登録なっているのか。そして、全世帯の中で何割くらいのうちで登録なっているか、もしわかれればそこのところお聞きしたいと思います。

あと、2点目は、84ページ、ごみ集積施設設置について伺いたいと思いますけど、ただ関連なんですけど、先ほど生ごみをバケツで集積するという説明あったんですけど、別のところで、そこで、こういった事業をする上で、町内各所で何度か説明したわけなんですけど、私今回ここでお聞きしたいのは、集積したやつを置いておいた場合に、カラスや小動物にそれらの資源というかごみを横取りされないか心配なので、そのところの対策というか。実際初めて始めるわけじゃなくて、ここ何年かパイロット的にやってきたということで、そういったことはないのかもしれないんですけど、これから実際動かしていく上で、集積施設がしっかり箱物としてあるところは、多分いいのかもしれないんですけど、そのところをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず、1点の狂犬病予防関係の件でございます。現在までに最終的な登録頭数といいますのか、618頭になってございます。昨年度末ですと661頭でございまして、若干ちょっと減っているような状況です。その前の年も691ということで、傾向といたしましては少しずつ減ってきているというような状況です。ただ、震災後、実際には登録していても、いなくなってしまったというところはございましたので、今年度その辺実態と合わせるような形で台帳の整理というものをいたしましたので、数的にはちょっとかなりガクッと減っているような状況になってございます。

それから、どのぐらいの世帯で何割ぐらいの方が飼っていらっしゃるかということについては、そこまではちょっとまだ把握できていないというところです。

それから、ごみ集積施設に関連してでございます。先ほどから何回もお話をさせていただきましますけど、バイオガス事業ということで、今年度、9月、10月を中心に、町内、町外の全地区の64カ所に分けまして、説明会を行わせていただきまして、延べ千二、三百人という住民の方々にご参加をいただきました。そこで、いろいろと生ごみの分別の方法ですとか、そういったことを説明させていただきました。それで、今は可燃ごみと資源ごみということで、それで分けたて集めていただいているんですけども、新たに生ごみ分別収集ということになりますと、いつの日にちがいいのかというようなことで、ご意見をいろいろいただきましたところ、やはりこれまでの可燃ごみと一緒に生ごみも集めてほしいという意見が大半でございましたので、今のところは可燃ごみの日と生ごみの日は同じ日に、集積場所もごみの集積場所も一緒の場所で、大体町内で今210程度のごみ集積所ありますけれども、その場所で同じ日に集めさせていただいて、ただ、これまでですと月曜日とか祝日ですね、そういった日に当たると集めることができなかつたということですけれども、やはり生ごみについてはごみの性質上、1週間あけておくというようなこともなかなか難しいと思いますので、必ず決まった曜日には、その日が祝日であっても集めさせていただくというようなことで調整したいと考えてございます。

その集積場所全て、210ぐらいの集積場所全てうちの職員のほうで行かせていただいて、どういうふうな状況になっているのかというのを全部写真撮りまして、状況を確認しておりますので、できればちょっと置けないようなところはどうするか、ちょっとこれから来年始まるまで、10月ぐらいにはなるかと思うんですけども、それまでにはどのような方法が一番いいのか検討させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 狂犬病については、飼っている頭数が少しづつ減っているということなんですが、そこでわかりました。

それで、登録した際に、以前もちょっと関連で質問したんですけど、鑑札が番号入ったやつ来るんですけど、今の鑑札だとちょっと地味というか、普通っぽいやつなので、もう少しこう、今よその自治体ですと結構何らかのキャラっぽいやつで、かわいいっぽいやつあるんですけど、そういういたやつには検討できないのかというか。そして、現在、今あるやつの在庫とかは結構あるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。それで、鑑札のデザインもそうなんですけど、今議会で最初に聞いたんですけど、私、絵柄付ナンバープレートということで、自動車のやつ聞いたんですが、当町、町自体には当てはまらないということで、私の勇み質問だったのかなと思ったわけなんですけど、そこで改めて今回この関連で、原付のナンバーも在庫がいっぱいあるということなんんですけど、何年分ぐらいあるのか、もし将来的には変えていけるのか、その点も伺いたいと思います。

あと、もう1件、そのデザインに関してなんですけど、職員の方たちへのデザインということで、私ちょっとお聞きしたいんですけど、実は、職員の方たち、今この議場でもそうなんですけど、総務課長とか企画課長は、あと防災の課長と生涯学習の課長なんですけど、胸にプレートをついているんですが、木製の、そのプレートについて若干伺いたいんですけど、それは、それをつくっているところから寄贈されたということなんんですけど、そのつける……、必ずつけなければいけないというか、そういうあれなのか。あと、別の方たちは写真つきのこういったやつをついているわけなんですけども、そこで、どうしてもその写真つきのそういういたやつをつけなくてはいけないのかも、顔に自信のある方はもしかするとつけているのかどうか、そのところも伺いたいと思います。

そして、あと狂犬病、ペットということで、私も以前、災害公営住宅の建設計画の中に、ペットとの共生云々ということがうたわれているということで、少し騒ぎ気味に質問したことがあるんですけど、現在、公営住宅も完成して、入居してたり、これから完成していく住宅、公営住宅に関して、ペットとの共生という意味で、何らかの配慮がなされているのか、以前はデザイン的なものも配慮するということだったんですけど、それは何かかなわないみたいなので、今後どのような形なのか伺いたいと思います。

あと、ごみ集積のほうなんですけど、答弁、私お聞きしたかったのは、集積施設というか、カラスとかいろんなやつにまけられるというか、いたずらされないそういう配慮をどのように考えているのかという、そういう点で、あとは説明は大体来週からそのハードのほうも建

設始まるということなんですが、それで祝日は生ごみだけの集積なのか、もしくは普通の一般の可燃ごみも集積なのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） ごみ集積施設でカラスとかいろんな動物とかにいたずらされないようなことの対策ということにつきましては、全部施設見させていただいておりまして、そういったことがほとんどは屋根つきとか扉つきの部分が大半なんですけれども、もしそういったところに置けないような場合には、バケツをひっくり返されないような、そういったきっちと閉められるような、そういったタイプのバケツを置けるかどうかとか、その辺今検討させていただいております。

もう1つ、鑑札ですね。鑑札につきましては、来年度の部分につきましては、既に発注済みで、来年度ちょっとかわいいかどうかというのはちょっと主観的なところが入るので、なかなか難しいんですけども、厚労省のホームページなどを見ますと、全国の自治体の鑑札のデザインなんかもいろいろ見られますので、そういったところも見ながら、ちょっと来年度難しいですけども、再来年以降検討させていただきたいと思います。

済みません、もう1つ。それから、可燃ごみと生ごみの日にち、わけられるのかどうかというところなんですけれども（「休日」の声あり）休日ですね、休日の日にちを別になるのかどうか。受け入れ側のクリーンセンターのほうとの話し合いとか、そういったこともこれから進めさせていただいて、生ごみだけにするのか、あるいは一緒にするのか、人員配置などもありますので、その辺も検討させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私のほうからは、原付のプレートの件でございまして、震災で被災しまして、24年度ころ大量に登録がございまして、そのときに間に合うようなプレートの枚数を準備しているということで、在庫の数についてはちょっと細かい数字までは把握していない状況ですが、実際年間の移動枚数が10枚に満たないような状況に今落ち着いているというような部分がございまして、在庫が切れた時点では何らかの検討等は可能かと思われます。私からは以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町の職員の服務規程で、職員は勤務時間中は名札を着用していなければならぬと決められてございますので、名札も体系についていろいろあると思うんですけど、紙プレート、またはこのような木札、どちらでもそれは名札ということでございます

ので、これを採用させていただいてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川明君） 災害公営住宅というのは、ペットの関係なんですが、以前にも何回かご質問いただいたて、お答えした経緯はあると思うんですが、仮申し込みの時点で約11%弱の方がペットとの入居を希望しているということもございまして、建物については、当初ペット住宅という共生住宅という形も検討したんですが、その方々がその一定の地区に限定されてしまうということもありますので、そういうことではなく、部屋等に特別な配慮はいたしませんが、ペット飼育が可能な住棟、あるいはペット可能な住戸という設定をして、ペットの飼育を可能にしているという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 実際、犬のほうの鑑札は再来年度あたりから検討できるということで、わかりました。これは、検討なものですからよろしいです。

あと、原付ナンバーの件に関してもわかりました。

あと、職員の方たちの名札について、まあ勤務規定ということなんですが、以前、歌津のほうでは何か木の小口のようなやつでやっていたような記憶もあるんですけど、私、余計なことかもしれないんですけど、そういった、今総務課長等おつけしている四角いスクエアなタイプも、それは寄贈ということなんですが、実際せっかく、どういう考えなのかわからぬんですけど、キャラとしてモアイとか、タコ型っぽいイメージの名札はいかがなものかと思って、ちょっとお聞きしたいんですけども。実は、いろいろ庁舎内の職員の方たちで、実際プロパーの方たちと臨時の事務補助員さんたちと、補助員さんたちもつけるような規定が多分あると思うので、それらをモアイチームとか、タコのような形のやつで、分けていくといろんな形で業務の遂行上なんかいいんじゃないかなという思いですからお聞きします。

あと、もう1件、住宅のペットの件は、仮申し込みで11%ぐらいの要望があったということで、今課長ある程度住宅ではそういった部分も共生で一緒に住めるような部分も指定して入居をさせるということでしたが、実際そういった場合、オープンというか、公然に飼えるわけなんですけど、それ以外のところでも需要というかわからないので、そういった場合どうするのか、こそこそ飼わなければいけないのか、そのところを伺いたいと思います。

あと、ごみの収集に関してはわかりました。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 名札の件につきましては、今野委員の参考意見として処理させてい

ただきたいと思います。否定はいたしてございませんけども、あくまでも参考として伺わせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 災害公営住宅に関しましては、ペットの取り扱いでございますけれども、先ほどお話を伺ったとおり、仮申し込みの段階でペットの飼いたい方という申し込みいただきまして、実際の本抽選をするんですけども、そのときこちらとして3つのクエスチョンといいますか、質問をさせていただいております。1つは、ペットと一緒に入居したい方、それから絶対嫌だという方、それからどちらでも構わない方、または将来飼う可能性がある方ということでアンケートをとりまして、それらがうまくミックスするような形で入居決定をしていっているところでございます。ですから、将来的に飼うかもしれないということを書いていただければ、ペット入居可の住棟に入居することが可能だというふうになろうかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 80ページの予防費ですかね。この項目は、住民の健康管理施策というようなことでありますて、そういうところから2点ほどお伺いしたいなと思います。

先ほど住民健診の委託料について質問し、答弁があったんですが、なかなか工夫をしているが、なかなか伸びがないというようなことがあります、住民の健康維持のための予算を計上しているわけですので、できるだけ多くの方に受けてもらって、常に健康を維持してもらいたいというのが目的であります。いろんなことを考えている。27年度は個人負担を半減するというような考え方も出てきているようですが、それでも低いというようなことになりますと、何かが原因あるのかなと思います。他市町村の取り組みといいますか、そういうことはどのようになっているのか、その辺あたりも調査はしているんだろうと思うが、もしそれわかれればお聞かせ願いたいと思います。

それから、予防接種の委託料あるんですが、これは対象者に十分これ、何名ぐらい対象者があって、これで十分に間に合っているのかどうか。

それと、急病、それから日曜休病対策ですかね、これ19節の負担金ですか、この部分で該当するのかなと思いますが、日曜あるいは夜間の急病の場合の対策というものがどうもまだまだ住民からは苦情が多く出るような状況であるのかなと。それは救急車の問題ですね。救急車は活躍しているんですが、受け入れる側がなかなか思いどおりに進まないのかどうか、たらい回しになるみたいな状況が出ているんですよ。この部分でこの質問はいいかなと思うん

ですが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目でございます。

住民健診の関係でございます。これにつきましては、先ほども10番委員さんのはうにもお答えをいたしましたが、なかなかいろいろなことをやっているんですが伸びてこないと、低迷しているというふうなことには確かに間違ひありません。ほかの市町の関係もいろいろ調べておりますが、この近くですと登米市さんが受診率が非常に高いんです。調べてみると、一斉検診というようなことで、1日でほかの健診も一緒に受けられるというような、そういう健診をしているというようなことを聞いております。それがどういうふうにつながっているかというのはちょっと今からもっと詳しく検証しないとだめだと思いますので、それが当町に合致するのかどうかも含めて、その辺は今後検討を重ねてまいりたいと思っております。

それから、予防接種の関係でございます。予防接種というのはこここの字のごとく、ほとんど任意なんです。もちろん定期接種になる部分もございますが、ほとんどのものが任意です。ですから、その任意の接種に対していかに町のはうが助成ができるかということだと思いますので、それも含めて今回は予防接種の接種料を町のはうで見てはいかがかというようなことで考えております。ちなみに、子育て支援の一環として、今回おたふく、それからロタウイルスというようなのが今回町のはうの定期接種になったということなんですが、定期接種になるということは、ほぼ皆さん受けるというようなことですので、それも無料にしたというようなことを考えております。その辺についても、やはり合わせますと多分250万円以上の費用がかかるのかなと。ただ、これについても本町では無料化をしたいというふうに考えております。ですから、子育て世代にとっては非常に有効な支援策かなと考えております。ちなみに、近隣の市町については、まだ無料化にしたというような情報は聞いておりません。

失礼しました。救急の対策でございます。これにつきましては、ここにとておられますのは病院の輪番制の病院運営事業費というようなことで、1.5次救急あるいは2次救急というようなことで、この管内で申しますと気仙沼の私立病院、それから本町の診療所、それから猪苗代病院というようなことで、そこで受け入れをして、それに係る分の費用として町が負担をしているというような状況です。今回、そのほかに石巻の救命救急センターなんですが、その救命救急センターのほかに小児病床、それから感染症病床というような、その分も町がそれぞれ負担をすると、近隣の町がですね。そのほかとして、今候補に上がっていのが、石

巻市立の夜間救急センター、今回被災をいたしました。そこにつきましては小児が一番多いんですが、小児科の関係とか、それから内科の関係とかというようなことで、それを復旧するのに石巻の日赤の敷地内にそれを復旧するというような案が上がっております。それについても、必然的にそこを利用するが出てくるだろうと。まあ今回の予算にはもちろん反映させておりませんが、まだ決まっておりませんので、そういう形で例えば小児科に関してはそういう門戸を広げると申しますか、そういうどこでも受診ができるということで、そういう体制を整えるということになりますので、あとは各病院の医療体制の問題になってしまうのかなというふうには考えております。町としてはそういった形で支援ができるということであればお手伝いをしたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　住民健診、いろいろあるようあります。まあ登米市の例も、これも受診率を上げている一部要因かなと思いますが、これらいろんなことを考えて、どうしても上がらないというような場合に、これは受ける方の事情といいますかね、そういうこともあるのかなというところから考えますと、当病院で都合のいい日にやってもらうとかですね、あるいは、開業医に委託してやってもらうとかというような策もあるのかなと思うんです。ですから、目的はとにかく健康維持のためですので、そういうところも加味しながらこれも進めていけばいいのかなと、そんなふうに思っております。

それから、予防接種ですが、やはりこれいろんな病気がふえてきてます、子供からお年寄りまでですね。ですから、備えあれば憂いなしというような言葉もあるとおり、やはりこれについては町のほうから率先して受けたもらうように進めるべきであろうなと、そう思います。

3つ目ですが、どうもこれ病院関係のほうで言った方がいいのかなとは思いますがね、どうも救急車が来たものの、乗せて救急車がしばらくさっぱり動かないと。その住民の方は救急車が帰っていかないから亡くなったのかななんていうようなうわさまでたつようなね、そのようなね。その間何するかというと、病院探ししていると。なかなか受けてくれないというようなことでね。その中には、最初は断っても、2回目にかかりつけですと言うと受けてくれるとかね、何か随分救急医療にはどうもかけているようなね、あるのかなと思いますので、その辺はこの場で若干、ここにあるような急病対策という項目もあるもんだからね、そういう質問したんですがね。それは病院の関係の中でこれはやりたいと思いますので。

○委員長（菅原辰雄君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、住民健診の関係でございます。これにつきましては、やはり今後受診率を上げるためには、やはりいろんな方策を手を打つていかなければならぬという、そういうような状況にあると思いますし、今委員さんお話しましたように、町内の医療機関、あるいは個人の開業医の先生方にもお手伝いをいただかないとその辺はやはり受診率上がらないというようなことは、我々も認識しておりますので、それも含めて今後手を打つてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

80ページの13節委託料の一番下なんですけれども、仮設住宅の入居者健康支援ということですけれども、この事業の内容と体制をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これはですね、県事業で、県の10分の10の事業でして、県の看護協会に委託をしている事業です。ですから、多分皆さん窓口で保健師のO Bの方々が血圧を測定していたりというようなことを見たことがありますか。あれがいわゆる県の看護協会のほうに委託をして、それに県の看護協会に所属をしている方が町内の仮設だったり、各集会所等を巡回しながら、そういう被災者の方々の健康支援相談に当たっていると、そういういた事業でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 昨今、報道などでも言われているんですけども、仮設住宅での暮らしが長くなって、例えば仮設の住環境が悪くなつたための病気とか、それから精神的な病気がこれから心配されると言われています。それから、復興住宅に移つても孤独死があつたとかというニュースもありますけれども、体の健康と、それから精神的な健康には、これから本当に気を使っていかなければいけないと思います。それで、332万円というこの金額なんですけど、これでこの仮設住宅の人たちの健康を十分に守つていけるのかどうか、それを伺います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 一言で言うと、その金額の多寡ではないのかなと。ある意味この委託の分については、その保健師さん方にお支払いをしている賃金に充当されてしまうのかなと思いますので、今委員さんおっしゃったように、仮設住宅ももう5年目に入りますし、いろんな意味でそういう健康、あるいは心の問題というようなのは、本当に大切になってくる時期に入つたと思います。そういう意味でも町として、例えば被災者支援センターにつ

いても継続して今回また予算化をしておりますし、そういったことで支援センターの支援員の方、あるいは民生委員の方、町の保健師、そういったものがみんなで連携し合って、そういう心の問題、それから健康問題には対処していかなければならぬと、そのように考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 ちょっと具体的に伺いしますけれども、これで例えば何人の看護師さんがかかるわっているのかということです。それから、被災者支援センターのほうでも、対象者が絞られているというようなこともありますので、自分では言い出せない人たち、あるいはほとんど出なくなってしまった人たち、一旦は大丈夫かなと思われても、だんだん出なくなってくる人たちもいるようですので、その辺の目配りが必要だと思いますが、この人数で大丈夫なのかどうかお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 健康支援事業の委託料については、看護協会でお雇いしている方々なので、そこに何名の方が雇われているかは申しねけないんですが、今手元に資料はありません。ですから、私の知る限りでは、近隣の、例えばここですと登米市、南三陸町、それから気仙沼市、そこの看護協会に所属をしている保健師のOBであったり、看護師のOBだった方々が、輪番制でそれぞれの集会所、それから仮設住宅、そういったところを巡回しているというようなことは聞いております。ですから、人数についてはちょっとわかりませんが、被災者支援センターにおいても今のところ50名の支援はいらっしゃいますし、今言ったようなことについても、こまめに各サテライトに人員を配置して支援に当たっておりますので、逆に言うとそういったところに手落ちのないように当たりたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。

84ページでございますが、いよいよバイオマス事業というものがスタートするようでござります。それで、先ほど課長から説明ありましたが、ごみ収集、資源物収集委託料、4,629万円と、これ前年度の数字見ますと、何か3,400万円余りというふうな数字になっております。その差額がいわゆる生ごみに係る部分なのがどうか。

それから、何か次のページの85ページ、一般廃棄物処理委託料3,780万円、この中でも何かバイオマス関係の説明がありましたが、その因果関係というか、ちょっと聞き漏らしまし

たので、確認したいと思います。

それから、そのバイオマス事業でございますが、旧下水道の終末処理場を利用して設備をするんだというお話でございます。その施設そのものがいわゆるどういう状況なのか、具体的にいつから事業が、いわゆる施設がどのような状況で、いつから事業が実施されるのか。

それから、生ごみ収集に係る説明会を各地でやったと、1,200人から300人参加だったと。いわゆる住民の反響がどうだったのか、その辺をお伺いしたいと。

それから、当面どのようなガスの供給、あるいは液肥ですか、そういうものを供給をするんでしょうが、どの程度を目標にして、果たして生ごみがそれにかなう量的な形が可能なのかどうか、その辺までお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず1点めですね、84ページのごみ収集資源物の収集委託料というところでございます。これは、単純に生ごみの部分が加わったというところだけではなくて、一応1年間期間あるんですけども、実際にバイオガス施設が稼働する予定というのがことしの9月か10月あたりから稼働するということで、それまではこれまでどおりの生ごみは可燃ごみに含まれているという形で、可燃ごみに含まれた形での積算をさせていただいておりまして、10月あたりから残りの3月あたりまでは可燃ごみから恐らく重量比で、全ての生ごみが分けられればかなり減らせるとは思うんですけども、なかなか思うように分けられないかなというところで、若干可燃ごみに生ごみが除かれる分と、それから生ごみそのものの収集をするという料金を考えております。可燃ごみは今のところ3業者収集している状況なんですが、もし生ごみが実際に分別するような状況になってくれば、かなり気仙沼に運ぶ、クリーンセンターを持ってきて気仙沼に運ぶ回数ですか、それから実際に作業に当たられている作業員の方の拘束時間とか、そういったのも軽減されるということもありますので、実際始まれば、収集業者今の3事業者の体制から2業者に、新しく生ごみの収集のほうは1業者の体制になるかなというふうに考えてございまして、その辺で昨年度より費用がふえているというような状況になってございます。

それから、いつから稼働するのかということでございますけれども、ちょうど先週ですね、バイオガス施設に予定しております旧浄化センターの施設で、県のほうから建築確認下さいましたので、実際には来週から始めていって、現場に実際に入って始められるのは今月末ごろかなというふうな予定でしております。

それから、説明会での住民の方々の反応ということでございますけれども、おおむねいろいろ

る町のごみ処理に関する状況を説明させていただきまして、「まあそうだよね、ごみ減らさなきやいけないよね」と、「灰の処分場もないし、その量も減らさなくちゃいけないよね」と。それから、「衛生センターも大分、20年、30年たってきましたし、その負担もへらさなきやいけないよね」というようなことで、おおむね「これはいいことだね」という話での反応はいろいろございました。ただ、やっぱりこれまでよりも手間がかかるというのが当たり前というか、手間がかかってしまうということで、実際なかなかやってみないと分からないけれども、まあやるしかないよねというような、おおむねそのような反応をしていただきました。

ただし、分別するために、一応こちらから水切りバケツのようなものを配らせていただくんですけれども、実際それを家の中に置いておく場所はどうなのかとか、特に仮設に住まわれている方では、置いておく場所が心配だとか、それからバケツを洗う場所、そういういったものがなかなか確保できなかつたりするはどうしたらいいだろうかというような質問とお話をいただきました。

それから、どれぐらい生ごみを収集して、ガスを生産して使って、液肥はどのように使われるのかというところなんですけれども、一応計画では当初生ごみとそれから余剰汚泥で1日当たり10トン程度から始めるということを予定しております。ただ、生ごみの収集、生ごみが全部発生したものが全て分別できるかというと、なかなか難しいかなとも考えてございます。生ごみはメタン菌で分解するわけですけれども、大きい魚の頭ですね、銀ザケの頭とか、固い骨とか、それから貝殻とか、そういういたいわゆる固くて腐らないものというのは、生ごみに分別していただいても分解することできませんので、それはこれまでどおり可燃ごみとして処理していただくというようなことになりますので、実際どれぐらいから集めができるかというのは、なかなかやってみないと分からない部分があるんですけども、なるべく面倒にならない、最初はできる範囲でやっていただくというところから始めさせていただければなと思います。それによってできた液肥ですね、それについては、例えばかなり有効な量を生ごみの確保とかできましても、大量にできた液肥が使い道がないというか、利用がなかなかされないというのでは、なかなか循環しないということですので、これは、できた液肥につきましては、実際に使われる農業者とか、そういうところ、JAさんとかそういった方々とご相談させていただきながら、産業振興課の方で液肥の利用に係る協議会も設置しております、そこでいろんな話もさせていただいておりますので、そういうところも活用させていただきながら、液肥をきちんと持けるようにしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体概要はわかったわけでございますが、合わせて10トンぐらいというんです
が、ガスはどういうふうに、どれくらい出るものなんでしょうかね。そして、ガスはどのよ
うな需要供給というかそういう形の中で処理するのか。全く課長言うとおりで、全く未知の
世界というか、これからやってみないとわからないという事業なんですが、まあかかる業
者さんがアミタですよね。アミタさんについては全国展開この事業やっておるわけでござい
まして、相当精通している業者というふうに思うわけでございます。そこで、これから、今
までの経験測上、そういう形は不安はないんでしょうけれども、ただ当町にとっては初めて
のことですから、特に私思うのは、ごみの量ですね。果たして目標どこに置いているのかわ
かりませんけれども、どの程度の生産量を計画して、それに対する生ごみの収集というのは
どれくらい必要なのかと。私思うには、例えば課長が言うように、現在この仮設のほとんど
というか、そういう状況の中で、果たして生ごみが集まるかどうか、ちょっと不安に思うわ
けでございます。したがいまして、例えば他市町でもこの生ごみ処理しているわけですから、
例えば拡大してそういう収集方法は検討するのか、例えばですよ、そういう方法はどうなの
かと思ったりしておるわけでございますけれども、その辺いかがでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 一応バイオガスのバイオマス都市構想でのバイオガス事業にお
ける原料の調達の計画の部分につきましては、生ごみについては回収率80%ということで考
えておりまして、まあ生ごみの部分が1日当たり3.5トン、それから、し尿につきましては7
トン、当初10年程度は1日当たり合わせて10.5トン、こういったところで事業を進められる
のではないかという計画をしてございます。

それから、バイオガスの利用方法ですけれども、当面の間は自分のところで自家消費とい
うと、恐らく余らないのではないか、それほど余らないのではないかというふうなことで
ございます。大体発熱量は大体1日当たり675キロワット、発電量が4,000メガジュールとい
うような熱量を考えているようでございます。

一応、これで進めさせていただきまして、順次軌道に乗ってきましたら、それ以降し尿の余
剰汚泥とか、そういったものもふやしていくというような予定でございます。

それから、先ほど答弁漏れございました。85ページの一般廃棄物処理委託料のところがいわ
ゆる、その今話しさせていただいておりますバイオガス処理の費用になってございます。こ
れは、そのバイオガス施設に持ち込んで生ごみとそれから余剰汚泥を処理していただくと

いう費用で、大体10月ごろから3月ごろまでの分を考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうすると、85ページの一般廃棄物処理委託料、この中に含まれるということですね。失礼いたしました。

大体わかりました。まあ、そうすると、当分試験運転というふうな形、今年度はなろうかと思います。いずれにいたしましても、いわゆるエコタウンというか、目的達成のためには非常にこれから我が町の期待する事業ということになるかと思います。一挙にはいかないと思いますけれども、私今申し上げたようなことを勘案しながら、順風満帆に事業を進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

3点ほどお伺いいたします。

まずは、79ページ、保健衛生総務費の19節負担金補助及び交付金、食生活改善推進連絡協議会補助金とありますけれども、食改の人たちに補助を出しているんだと思うんですけども、そうであれば、ここの人たちは地区、南三陸町全般から人数が何人出ていらっしゃるのか、町内全般なのか、それでなければその会のほうに補助するのか、そこをお伺いします。

それから、次のページの80ページの13委託料、先ほども予防接種についていろいろ施策が、お金がかかるから、受ける人たちが少ないから半額ということも話されていますけれども、当町としても健康老人をつくっていく上では、非常に危惧されることなんですけれども、そこでこの1つ成人歯科健康診査委託料ありますけれども、この歯科、震災前はワーストワン、宮城県でワーストワンでした、虫歯が。その辺、震災を乗り越えて今4年となっていますけれども、いまだにワーストワンなのか、町民のですね。

その辺と、それから83ページ、妊婦健診ですね、委託料。ことし、新年度は80名という保健福祉課長の答弁ですけれども、去年が67名、そしてこの26年度は70名ということで、うれしいことに増ですね、予定が、計画が増ということで、そうなればうれしい限りなんですけれども、その辺、当初の予算計上見積もった中で、このように推移していく人数なのか、拾った人数ね、そうであればうれしいんですけれども、その辺お願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目です。食生活改善委員会でしたか、推進委員会でした、失礼いたしました。協議会の補助金でございますので、これは会のほうの補助金です。ちな

みに、今会員が29名というようなことで、各町内の各地区からその役員さんが出て、適宜例えれば研修会、それから総会、地区活動をやっているというような状況でございます。会への補助金というようなことでご理解をいただきたいと思います。

2番目の成人歯科の関係なんですが、成人歯科、多分ワーストワンというようなのは、子供さん方の虫歯の保有率じゃないでしょうか。成人歯科については多分なかなかデータをとるのは難しいと思いますので、おっしゃっているのは多分子供さん方の虫歯の保有率だと思います。それに関してもし言わせていただければ、被災後にフッ化物洗口と、いわゆるフッ素でうがいをすると虫歯を予防できるというような、そういう事業がありまして、今から2年ほど前から各保育所、幼稚園、町内の児童施設すべてでそのフッ化物のうがいをするというような事業を県のほうの事業を活用しまして行っております。それが、今だんだん波及しまして、来年度からは各町内の小学校の3年生以下まで広がるというような、そういったお話を聞いておりますので、ある意味虫歯予防の運動としては非常にいい形で進んでいるのかなというようなことを思っております。

それから、3点目、妊婦の数ということなんですが、27年度については80名で予測をさせていただきました。希望的なところもあるんですが、実際には先ほど言いましたように、60名、70名台で推移をしております。26年度ですか、今年度も2月現在でただ若干ですがふえているんです。78名というようなことなので、非常に、若干ですけれどもふえているのはいい傾向かなと。ですから、できれば来年度ももっとふえてほしいなど、そういうふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 食改の補助金29名、各町内の各地区から出ているということなんですけれども、そうであればなおありがたいんですけども、私的にはこの食改の人たちを協力いただいて、健診も大事なんです、健康な人をつくっていくには健康も大事なんですけれども、それと一緒に食事の見直しもすごく大事なことなので、長年食改の人たちは、長くやっている人たちが多いと思われます。それで、なお地区地区にそういう人たちがいるのであれば、地域からそういう食事の見直し、例えば減塩とかバランスのいい食事だとか、たんぱく質をとるとか、そういう栄養面も一緒に地区でやっていけたら非常に効果があるのかなと思います。そういうことも食改の人たちと懇談していただいて、協力いただければ効果が上がると思いますので、その辺お願ひいたします。

それから、学校の子供たちのワーストワンの、私の勘違いかなとも思うんですけども、子

供であってもやはり小野寺先生ね、今歯科医の校医さんしていただいているけれども、非常にこのフッ素、先ほど課長申し上げたように、フッ素については推進しております、鎌田先生が。そして、歌津の場合は両校、名足、伊里前とフッ素は校医先制しているうちからやっていたいただいて、27年度は志津川のほうもやっていただけたということで教育委員会のほうからは話されましたけれども、非常にやっぱり予防の点ではいいことだと思います。やっぱり小さいときからそういうふうにして虫歯ゼロをやっていけば、大人になっても、今80歳で20本歯を残そうというような話を出していますけれども、小さいころからそういう歯を大事にするという教育をしていくということは、大変意義あるものだと思いますので、引き続きこれはやっていっていただきたいと思います。

それから、もう1つ、気仙沼公立と石巻日赤病院に協定を結んで患者さんを送ってますけれども、比率的に気仙沼に行く方と、石巻に行く方の比率がご存じであれば教えていただきたいと思います。

それから、妊婦健診の推移、80名ということで、ふえている、若干でもふえて計画していることは大変結構だと思います。それで、先輩議員もおっしゃいましたけれども、保健福祉課長は3月で保健福祉課長をおやめになるわけですけれども、最後のこの「産めよ、ふやせよ」などところで、保健福祉の保健センターの皆さん、担当の人たちにぜひこの「産めよ、ふやせよ」の施策の中で、どのような指導、これから計画をやっていくか、お願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目です。食改の事業ですが、実はうち食改の事業は、非常に評価されておりまして、食育白書という白書の1ページを飾ったというような、そういう非常にすばらしい事業展開していただいております。ちなみに昨年度も地区活動は町内で16回もそういう栄養活動をしておりまして、「3・1・2お弁当箱」というようなことで、主菜・副菜・主食、3・1・2というような、そういうそれぞれのお弁当をつくっているというようなその事業が国の食育白書に紹介をされたと。すばらしい事業を展開しておりますので、ぜひ参加をお願いしたいと。よろしくお願いしたいと思います。

それから、フッ素については、被災後やはりうちのほうの子供たちの虫歯予防というようなことで、東北大のほうから、大学のほうからお手伝いをいただいて、いち早くこういったことをやってはいかがでしょうかというような提案をいただきましたので、うちのほうも喜んでそれを事業として展開をしていると。それが軌道に乗ってきたというようなことでございますので、今後は小学校までそういう事業を展開してまいりたいと、このように思っております。

ます。

まあ、妊婦さんにつきましては、指導どうのこうのというのはなかなか難しいところでございますが、減るよりはふえたほうがいいのは間違いありませんので、ぜひこのまま出生者がふえていければいいのかなと。あるいは、あとはやはり若い人がここにおっていただくというようなことが一番だと思います。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 食改については、なおそういう全国レベルの賞をいただいたということで、大変輝かしいことですので、それを地域に生かして、そして地域の健康づくりにぜひ支援していただきたいと思いますので、その辺もまた引き継ぐ課長に話していただいて、お願ひしたいと思います。

それから、その病院の気仙沼と石巻の比率についてはわからないでしょうか。はい、お願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、緊急搬送に関するお問い合わせ、ご質問でございます。

基本的に110番の通報があった段階で、患者さんの症状とか、それから病態とかを確認します。それによりまして救急車は現場に到着するわけですけれども、傾向といたしまして、歌津地区に関して出動した場合は、大半が気仙沼、それから南三陸、志津川地区に関しては石巻日赤というふうなことで、大体6割、4割ぐらいで石巻赤十字が多いというふうな実態になってございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今、6：4で石巻のほうが多いと話されましたけれども、これからはまた三陸道の延伸でますます石巻のほうも交通の便がよくなってくるので、そちらのほうも多くなってくるのかなと思います。患者にとっては早く、とにかく病院に早く到着する、命の問題がありますので、早く到着することに越したことないので、その辺もよくなってくると思います。

さらに、先ほど保健センターのほうに、妊婦健診の話に戻りますけれども、なおこの「産めよ、ふやせよ」80人以上、今は予定でしょうけれどもね、補正ででもとってもそういうことが伸びていくような方策を考えて、努力していただきたいと思います。もう一度最後に課長からその辺。特別に、格別な手段をとっていただきますようにお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まあ、特効薬はありませんが、補正で増額できるように、そういった形になればいいなど、そういうふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） なければ、農林水産業費の88ページから100ページまでの細部説明を求めます。

もとい、それでは、衛生費の質疑を続けます。三浦清人委員。

○三浦清人委員 私は、きょうこれで終わるのかなと思ったから、終わるのであればやめたんですけどね、まだやるというのであれば質問します。

先ほど、前者ね、名札の服務規程の関係出たんですが、これ服務規程というの私も初めてわかったんです。つけてなければ服務規程違反になるということですかね。そういう場合の管理職の管理といいますか、指導というのは、これどなたがやられる立場なんでしょうかね。その違反をしている、しているというか、発覚したときに、それ素直に直さなければならぬんじゃないかなというふうに思います。ここは議場ですからね。それを了解でそのままやるということはなかなか難しい面があるのかなという思いがするので、委員長、その辺の取り計らい、いかがするんでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 現在つけていない職員はありますか。

暫時休憩します。

午後3時40分 休憩

午後3時42分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

今、数名つけていない職員がいるそうなので、あしたからきちんとつけて出席するように求めます。

質疑を続行します。三浦清人委員。

○三浦清人委員 私先ほど言ったのは、服務規程違反になるか、反則になるか、罰則規定があるのかそれはわかりません。しかしながら、よくないことを発覚した段階でね、すぐにそれを直すべきであると。ここは議会、議場でありますのでね、それをわかりながらあしたやるとかあさってやるとかという問題ではないんでないかと、私はそう思っていますよ。まあ、こ

れ以上質疑できません私も。違反の方々とね、方々というか、そういうことわかった上でやるということはなかなか私も難しいと思いますよ。このときの責任者って誰ですかね。その指導する責任者は。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の服務規程でございますので、最終的な責任は恐らく町長にあろうかと思いますけれども、通常教務内での身だしなみということでございますので、それは総務課長の責任の範囲になるというふうに思っています。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員、今の答弁でよろしいですか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 服務規程違反をしてね、責任者は町長ですよと。それはわかりましたよ。あとはないんですか。とにかくね、議会というのはそういった過ちとかね、うまくないことは発覚した段階ですぐにやっぱりその場で直さなければならぬと、そういったことでないとね、よくないと私は思うんです。それも目をつぶってくれと言うのであれば、目をつぶりますがね。

これ1回終わってしまったんだけれどもね、引き続きね。

病院の関係なんですがね、今まで負担金、あるいは出資、補助金、こうあってね、昨年の予算を見ますと、1億8,800円ほど増額ということになっているんです。話を聞きますと何か新しく病院を建てるために、ちょっと忘れましたが、その経費というのが、これは国のはうから来るのか県のはうから来るのか、県ですかね。県から来て、そのままその費用に充てるというようなお話でありまして、まあ1億8,000万円が県のはうから来ていると。それはわかりましたんですが、開業が27年度の末のはうだと先日、開業ですよ、完成はもう決まっているんですが、開業、要するに病院が始まるというのは27年度中ということで、そうなればこれまでの負担金も同じ額かなというふうな思いで、お話し、いろんなこれまでの話の経緯、新しく病院になれば経費が少なくなるから、一般会計からの持ち出しも少なくなるだろうというお話が再三聞いているわけです。そういったことで、来年度、27年度は従来と同じように金額を出すというような、3条予算ですか、前年度同様だということでね。ただ、今言ったように、県のはうからの補助金、いろいろあるんでしょうが、この投資及び出資金という名目で出すべきことなのかどうかということ。3条予算、あと4条予算ですかね、それがあるのでね、その辺の区別がどうなのかということです。

それからね、私この病院建設、今回建築、それから電気設備、一括発注という形でやられた。そのときに、分離発注であれば私もいろいろと質問したかったんですが、一括発注のために

詳しくは話はしてなかつたんですが、この空調設備はどのようなメーカーでどのような業者さんがやるのかなというのが非常に心配まではしませんが、いろいろと見てたんです。といいますのは、普通の建物の空調とわけが違つて、病院の空調というのは感染症を防ぐために特殊な空調関係、空調設備が必要とされているわけなんです。ですから、一般的の、例えば役場とか、公民館とかを建てるような感覚での空調設備の設置をされたんでは、これはまずいなということで、非常に心配、ある程度心配はしていたんですが、その辺のところでどういった業者さんで、どういった内容の空調設備なのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　まず病院会計の、基本的には他会計の繰出金ということでございますけれども、病院の会計と水道会計は公営企業法の法的会計でございますので、その場合、3条予算と4条予算に対する繰り出しについては、財務会計上3条については19節、4条については24節の投資及び出資金で繰り出さなければいけないと規定されてございますので、その対応をしてございます。ほかの会計につきましては、28節の繰出金で一本で処理してございます。

3条予算は病院の通常の運営経費になりますし、24節は投資及び出資金でございますので、建設工事とかそういう財源に繰り出す場合は24節の対応という形になります。

○委員長（菅原辰雄君）　建設課長。

○建設課長（三浦孝君）　それでは、病院の空調につきまして、その質問のあった部分についてお答えをしたいと思います。

基本的には今委員おっしゃるように、その感染症等の対策を考えなければならないということになっています。それで、一般的には手術室は加圧、ほかの部屋よりも若干気圧を高くすると。それで手術室以外から雑菌等が入らないようにするという構造になります。

それから、感染症の場合、逆に陰圧といいまして、逆に部屋のなかからそういうウイルスが外に漏れださないように、若干気圧を低くするということで、そういう設計になっております。

それで、今具体的にじやあどこのメーカーのどの製品を使うんだというご質問ですけれども、残念ながらまだそこについて私は私どもに協議書といいますのが来ておりませんので、ここでちょっとお答えができる状況でございますよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君）　三浦清人委員。

○三浦清人委員 どこのメーカー、どこのどういったのという質問したんですがね、まあ今発注する建設課のほうでそういう内容がしっかりと理解してからの多分発注だと、ここにこういう設備が必要だという空調関係は特に必要だということをわかっていての発注であれば、私も今安心しているんです。先ほど言ったように、普通の役場とか公民館を建設するようなね、そういう空調関係でないということを知っているということは、いいことだというふうに安心しましたので、終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ないようですので、4款衛生費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、17日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時50分 延会